

平成30年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成31年3月20日（水）

【開会】 14時00分

【閉会】 17時28分

【場所】 中原市民館 視聴覚室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

委員 高橋 美里

委員 岡田 弘

【出席職員】

教育次長 小椋 信也

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 野本 宏一

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 古内 久

職員部長 小田桐 恵

健康給食推進室長 金子 浩美

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 森 有作

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

カリキュラムセンター室長 鈴木 克彦

教職員企画課担当課長 佐藤 忠光

カリキュラムセンター指導主事 宮嶋 俊哲

教職員人事課担当課長 大塚 裕司

カリキュラムセンター指導主事 鶴木 朋和

庶務課課長補佐 武田 充功

カリキュラムセンター指導主事 永田 賢

学事課長 藤田 智也

カリキュラムセンター指導主事 伊藤 悦子

学事課担当係長 瀬脇 啓博

カリキュラムセンター指導主事 鬼頭 洋司

学事課担当係長 國分 壘彦

企画課担当係長 金子 堅太郎

生涯学習推進課担当課長 小林 栄一

教職員人事課長 広瀬 進

教育改革推進担当担当課長 田中 仁浩

教職員人事課担当係長 武田 雅規

教育改革推進担当指導主事 鈴木 政康

生涯学習推進課長 大島 直樹

職員部担当部長 堀川 芳夫

生涯学習推進課担当係長 片山 美緒

教職員人事課長 広瀬 進

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 中村 香

委員 岡田 弘

(1 4 時 0 0 分 開 会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から17時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 4名）

【渡邊教育長】

次に、傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可します

4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.5は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、議案第75号及び議案第76号は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより公正または適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第77号、議案第78号、議案第79号及び議案第80号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非

公開とすることよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、議案第75号及び議案第76号につきましては、定められた公表期日以降は公開しても支障がないため、また議案第77号及び議案第78号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【渡邊教育長】

次に署名人でございますが、本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

中村委員と岡田委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第2号（2020年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分に反映」できるための施策を求める請願）の報告について

【渡邊教育長】

では、まず報告事項 I に入ります。

「報告事項No.1 請願第2号（2020年度使用教科書の採択に関し、『地域住民の民意を十分に反映』できるための施策を求める請願）の報告について」でございます。

まず説明を庶務課担当課長をお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第2号読上げー

【瀬川庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また認める場合は何分程度とするか、あわせて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のおり、説明をいただきました。

ただいま報告のありました請願第2号の取扱いにつきましては、今後、審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのようにいたします。

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については10分程度ということでは、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項 No. 2 叙位・叙勲について

【渡邊教育長】

では、次に移ります。

「報告事項No.2 叙位・叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

【森庶務課長】

それでは、「報告事項No.2 叙位・叙勲について」御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が2名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が1名、死亡叙位を受けられた方が2名いらっしゃり、その受章者氏名等につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

はじめに、高齢者叙勲についてでございますが、坂口重泰先生におかれましては、昭和29年に教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立生田中学校長として退職されるまで、37年にわたり、教育の発展に御尽力いただきました。視聴覚教材を活用した先駆的な放送教育に取り組み、後の情報化社会を見据えた学校運営をいち早く実践なさいました。また、川崎市立中学校長会長、同顧問を歴任されるなど、本市の学校教育の充実と発展に貢献なさいました。

黒木幸伸先生におかれましては、昭和26年に教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立

東小田小学校長として退職されるまでの40年にわたり、教育の発展に御尽力いただきました。関東音楽教育研究会副会長、全日本小学校管楽器研究会副会長等を御歴任なされ、音楽活動や様々な体験活動を通じた情操教育を推進して、本市の子どもたちの豊かな心の育成に力を尽くされました。

次に、死亡叙位・叙勲についてでございますが、町田光子先生におかれましては、昭和39年に教職の道を歩み始められ、平成13年に川崎市立新作小学校長として退職されるまでの37年あまりの間、教育の発展に力を尽くされました。美術に関する専門的な知識や技能を生かして、図画工作の教科研究を積極的に推進し、指導講師としても活躍なさいました。川崎市立小学校長会県幹事や支部幹事を歴任なされ、本市の学校教育の充実と発展に御尽力いただきました。

1枚おめくりいただきまして、次に、死亡叙位についてでございますが、半田文男先生におかれましては、昭和22年に本市において教職の道を歩み始められ、昭和63年に川崎市立下平間小学校長として退職されるまで、41年にわたり教育の発展に御尽力いただきました。小学校における教科担任制の研究と指導体制の改善に向けた諸条件整備に力を尽くされ、川崎市立小学校協力指導研究会長、神奈川県小学校協力指導研究会連絡協議会長の要職を歴任なされて、学校教育の充実と発展に寄与なさいました。

須田兼三郎先生におかれましては、昭和31年に本市において教職の道を歩み始められ、平成5年に川崎市立田島養護学校長として退職されるまで、37年にわたり川崎市の教育の発展に御尽力いただきました。教科指導のみならず、川崎市教育研究所研究員として教育問題の事例研究に熱心に取り組みられ、多くの成果を残されました。また、小学校、中学校、高等学校での教員経験を生かし、川崎市の障害児教育に新たな視座を据えて、開かれた養護学校づくりに大きく貢献なさいました。

いずれの先生方も長年の教育功勞に対して、叙位・叙勲を受けられたものでございます。

報告事項No.2につきましては、以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

何か御質問等ございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項No.2でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.2は承認いたします。

報告事項 No. 3 平成30年度川崎市立中学校学習状況調査報告について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.3 平成30年度川崎市立中学校学習状況調査報告について」でございます。説明をカリキュラムセンター室長にお願いいたします。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

よろしくお願いいたします。

平成30年度川崎市立中学校学習状況調査につきまして、御報告をいたします。

お手元の資料、「平成30年度川崎市立中学校学習状況調査 概要」をごらんください。はじめに、調査の概要について、次に、具体的な設問や質問項目を取り上げて、教科の調査結果と生活や学習についてのアンケート結果について御報告し、最後に調査結果の活用について御説明いたします。

それでは、1枚おめくりいただき、1ページをごらんください。「調査の目的」は、「学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容の『基礎的・基本的な知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』について学習したものが、いかに生徒に定着しているかを全市一斉に学年ごとの同一の問題によって調査する。そして、その結果を診断し、今後の学習指導の改善に役立たせる。また、生徒自らが学習状況や学習課題の把握ができるようにする。」としております。

右側2ページ、「調査の方法」をごらんください。各教科の問題は、「知識・技能」と「思考・判断・表現」に分けて出題し、それぞれについて分析しております。

また、解答用紙では、どちらの問題であるかわかるように、「思考・判断・表現」に関する問題には、問題番号に網掛けをつけております。記述式の問題については、解答類型に従ってA、B、Cに丸をつけて採点しております。また、解答用紙の一番下には、「知識・技能」、「思考・判断・表現」それぞれの正答数の合計を示しております。

3ページをごらんください。調査結果から、定着していると考えられることを白い丸、課題があると考えられることを黒い丸に示しました。

定着していると考えられる内容として、「知識・技能に関する問題」では、社会、そして理科第2分野における「基本的な用語を理解すること」、国語の聞き取り、英語の短い会話文を聞く設問において、「内容を捉えること」等が挙げられます。また、数学においては例年、「連立二元一次方程式を解くこと」について、よい状況にあり、学習内容が定着していると考えております。

「思考・判断・表現」では、国語や社会、理科に共通して一つの事柄や資料について読み取ったり、判断したりすることについて学習が定着していると考えております。

課題があると考えられることについては、「知識・技能」については、教科ごとの課題があることが明らかになっております。

また、「思考・判断・表現」では、各教科等を通じて対応すべき課題があることが明らかになりました。例えば、自分の考えを記述することや、複数の事象や既習事項と関連付けて考察し表現すること、説明を解釈して他の場面に適用することなどです。

本日の報告では、この「思考・判断・表現」に関する問題から課題があると捉えている内容にかかわる問題を各教科1問ずつ取り上げて、授業改善の手立てについて御説明いたします。

それでは、右側4ページ、国語をごらんください。立場を明確にし、自分の考えを記述することについて出題いたしました。正答率は33%であり、資料から読み取ったことや自分の考えを

条件に合わせて説明することに課題があります。

授業改善の手立てとしては、資料などから読み取った内容や考えたことを適切に伝えるように工夫して報告したり説明したりする活動を通し、自分が使っている言葉への自覚を高めていくような指導の工夫が考えられます。あわせて、書く意欲を高めることや思考の基盤となる語彙を、量と質の両面から充実させるような指導を継続的に行うこと等も大切になります。

次に5ページ、社会をごらんください。近代の日本と世界について、考え、判断することに関して出題いたしました。正答率は43%であり、歴史的事象の因果関係等の理解に課題があります。歴史的分野の目標は、「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解」することが示されています。

授業改善の手立てとして、歴史の流れを大きく捉えるための学習課題を設定し、欧米諸国の近代化による我が国への影響と既習事項等に関連づけながら因果関係等を考察し、課題を解決する学習が考えられます。

右側6ページ、数学をごらんください。五角形の内角の和の求め方について、図、言葉、式のそれぞれの表現を解釈し、与えられた他の求め方について、図と式で表現する問題を出題いたしました。正答率は58%であり、示された求め方をもとに、他の場面に適用することに課題があります。

授業改善の手立てとしては、幾つかの解決の方法を比較、検討し、共通点を見出し、次に何ができるか発展的に考える場面を設定することが大切です。

7ページ、理科をごらんください。電熱線の抵抗と加える電圧、それにより流れる電流と発熱量の関係性の知識を活用し、実験結果を分析・解釈する問題を出題いたしました。正答率は65%ですが、電圧の条件を一定にしたときに、抵抗と電流が反比例の関係であると捉えることや、それをもとにして、実験結果を分析・解釈することに課題があります。

授業改善の手立てとしては、何の条件をそろえ、何を変化させて実験や観察を行うのか、その結果、何がどのように変化しているのかということ意識させること、そして生徒がそこにある関係性を見出し、式やグラフで表現するなどの学習活動を充実させる必要があります。

右側8ページ、英語をごらんください。英作文問題において会話の流れや絵に適した文章を正しく書く問題を出題しました。正答率は38%であり、会話の場面や状況を理解し、それに適した英文を正しく書くことに課題があります。

授業改善の手立てとしては、目的や場面、状況を明確に設定した上で、言語活動を繰り返し行っていくことが考えられます。また、書くことに関しても、書く目的を明確にし、文章を繰り返し書く中での正確な語彙の使い方や文法などを段階的に確認していくことが考えられます。

今回の各教科、全学年の結果を見ますと、正答率の低い問題がございますが、子どもの課題とともに、問題の難易度についても検討する必要があると考えております。問題作成につきましても、生徒一人ひとりの学力を適切に把握できる問題になるよう、今後も研究に努めてまいります。

次に、生活や学習についてのアンケートにより明らかになる生徒の状況について説明いたします。

1ページおめぐりいただき、9ページをごらんください。授業に対する「好感度」につきましては、3年間の推移を見ますと、特に「社会」におきまして肯定的な回答が増加しております。

右側10ページをごらんください。授業に対する「理解度」につきましても、3年間の推移を

見ますと、特に「社会」において肯定的な回答が増加しております。

次に、11ページ、12ページをごらんください。「有用感」につきましては、今年度、「生活の中で役に立っていると思いますか」と、「将来、社会に出たときに役に立つと思いますか」の2つの質問に分けて調査いたしました。全ての教科において、「生活の中」よりも「将来、社会に出たときに役に立つ」と感じている生徒が多い結果となっております。

13ページをごらんください。「学習の必要性」と「勉強する理由」のクロス集計となっております。まず、縦軸は、「勉強することは、大切なことだと思うか」という質問についての結果で、勉強することは「大切だ」、「どちらかといえば大切だ」と回答した生徒を合わせると96.8%となっております。この回答ごとに「勉強する一番の理由は何ですか」という質問への回答を集計いたしますと、「学習の必要性」に肯定的な回答をしている生徒ほど、「勉強する理由」に「将来の仕事」や「生活するのに役に立つ」と回答する割合が高い結果となっております。

新学習指導要領では、育成すべき資質・能力を明確にし、教科等を「学ぶ意義」を大切にしながら、教科間等の相互の関連を図り、教育課程全体としての教育効果を高めていくことが求められております。

今後も生徒たちの学習に対する興味・関心を高め、全ての生徒が「わかる」ことを目指しながら、その教科等を学ぶ意義を実感し、学ぶことによって「何ができるようになるか」という見通しを持ち、主体的に学習に向かうことができる指導の工夫が必要であると考えております。

右側14ページをごらんください。「家庭生活の実態」についてです。「携帯電話やスマートフォンの使い方」についての質問に対し、「持っていない」と回答する生徒は8.7%であり、所持率が上がっていることがわかります。一方で、全体では長い時間使用している生徒の割合が減少しております。今後も学校と家庭が連携して、インターネットと情報等の向き合い方、情報活用等について正しい知識を身につけさせる必要があります。

15ページをごらんください。「自尊意識・将来に関する意識」の質問についてです。「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか」、「将来の夢や目標をもっていますか」の質問に対しては、「どちらかといえば」まで含めると、肯定的な回答に大きな変化は見られておりません。しかし、「あてはまる」と回答した割合が減少しておりますので、これらの項目については、今後も注意して見ていく必要があるものと考えております。「自分にはよいところがありますか」の質問に対しては、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した生徒の割合が年々上昇し、今年度70%を超えております。今後も各学校において、学校生活の中で子どもたちが自分のよさを知り、希望をもって物事に向き合っていきながら、さらに自分を高めるために挑戦し、成功体験を積み重ねていく、そのような自尊感情等を育む教育活動を進めてまいりたいと考えております。

16ページをごらんください。「あなたは、自分の住んでいる町が好きですか」、「友達と協力しながら、活動したり勉強したりすることは好きですか」の質問につきましては、「あてはまる」と回答した生徒がそれぞれ8割を超える高い結果が続いております。自分の町を愛する気持ちや、他者と協力することにつきましては、かわさき教育プランにおいても大切にしているところであります。川崎の地域資源を生かした特色のある教育活動を、今後も継続して進めていくことで、子どもたちが自分の町に誇りを持てるようにしてまいりたいと考えております。

最後に、調査結果の活用について御説明いたします。

17ページをごらんください。こちらは報告書に載せている主な誤答と分析でございます。設問ごとに正答、正答率、無答率、主な誤答を示すとともに、授業改善への手立てを提案しています。先生方への周知の方法としては、報告書の各学校への送付とともに、教科総会や教育課程研究会で取り上げ、報告書をもとにした説明等をしております。また、授業改善の手立てを実践事例集の作成に生かし、具体的な授業提案を行っていきたいと考えております。今後も周知の方法や内容を工夫し、授業改善に役立てられるようにしてまいります。

右側18ページをごらんください。こちらは、保護者・生徒に提供する個人票のサンプルです。11月に調査を実施した後、冬休み前に配布しております。一人ひとりの生徒が、学習に取り組む態度や家庭での学習のあり方を改善すること、学校や教員が指導方法や教育課程の検証・改善を図ること等に活用してまいりたいと考えております。

今後も、各教科等の調査では、学力をさらに適切に把握する問題を作成することや、回答状況の適切な把握と分析を行うこと、生活や学習についてのアンケートでは、経年での変化を丁寧に分析することなどに努め、各学校が調査の結果を活用し、指導方法の改善等に役立てられるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

以上のとおり報告いただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

皆さん、それぞれ事前にごらんになっていらっしゃる場所もあるかと思っておりますので、それぞれ伺ってまいりますので、どなたから。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】

お願いします。たくさんのいろんな調査など、非常に御尽力いただいたことにまずは感謝申し上げます。ありがとうございます。

教科のことについては、やっぱりちょっとあまりよくわからないところがあるので、中心としては、後半のアンケートのほうについて意見させていただきたいんですけど、1点、教科ごとの分析のところ、経年で同じような問題設定をして、ずっと見ているような教科さんと、その年の状況だけを分析されている教科さんがあるようなんですが、去年、おととの議事録もちょっと読ませていただいたんですけども、やはり経年で評価をするということが毎年指摘として出ているかと思うので、そのあたりをそれぞれの学科さんで、ここが不足しているので、ここを経年やっていくというようなことも見られたほうがいいのかというふうに思いました。

それから、生活や学習についてのアンケートに関してなんですけれど、3つあります。

まず一つ、大きなところで、このアンケートなんですけれども、さっきの経年比較ということにもかかわるんですけども、9月にいただいた小学校の調査のほうと、私、比較して見させていただいたんですけども、アンケートの内容は全くほぼ一緒ですね。ということは、今回中学校2年生、平成30年度の中学校2年生ということは、平成27年度の小学校5年生は同じ母数になると思うんですね。平成27年の小学校5年生は全く同じ質問を受けているということなので、まず、それについて何か比較のようなことをされているのかということが、まず一つです。

全部まとめて言ったほうがいいですか。

【渡邊教育長】

少し区切っていったほうが答えもしやすいと思いますので。1番目のは、御意見でよろしいんですか。

【高橋委員】

はい、1つ目は意見です。2つ目は質問です。

【渡邊教育長】

では2つ目の件について、いかがでしょうか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

平成27年5年生で実施しておりまして、そして、今年、平成30年で中学校2年生ということで、この同じ子どもでの比較も必要であるというふうに考えております。ここでは詳しい報告はしておらなかったわけですけど、質問した調査で見ると、やはり小学校から中学校になると、回答の状況というのは下がっていきなりする傾向はあるということはおつかんでいるところです。

【高橋委員】

私のほうでも、小学校の調査は総合教育センターのほうにありましたので見させていただいて、平成27年の小学校5年生ということで、ちょっと見させていただいたんですけども、学校の資料で言うと、この間1、「学校生活は楽しいですか」とか、問3、「勉強することは大切なことだと思いますか」ということは、ほとんどパーセンテージとしては変わってないなという、変わっても10%ぐらいだなというところだったんですけど、この間2の「勉強は好きですか」というところが、全然半分ぐらいに減っちゃうんですね。小学校5年生だと、「好きだ」、「どちらかといえば好きだ」という子が69.7、70%いたのが、中学生になると32%、30%ぐらいになっちゃう。もう半分以下になってしまうんですね。やっぱりそこがすごく私としては大事なことなのかなというふうに、ちょっと見ていただきたいなというふうに思いました。

それから、次の「勉強をする一番の理由は何ですか」というところも大分分布が変わっていて、5年生だと、「一番は将来の仕事に役に立つから」なんですけど、その次が「わかると楽しいから」、わかると楽しいから勉強しますという子が2割以上、21%ぐらいいらっしゃるんですけど、中学生になると、「わかると楽しいから」という子が10%、11%ぐらいに減ってしまうんですね。「受験に役立つから」というのは、12%ぐらいなのが33%ぐらいに増える。なので、受験に役立つから、楽しいからとか、あとは、もう一個、「褒められたらうれしい」というのも中学生になると減っているんですけど、プラスのモチベーションよりも受験でやらないといけないからとか、何か将来に役立つからとか、ということが何か増えている。逆に人、そうですね。あとちょっと増えているのは、家の人や周りの人に言われるからということなので、何か外的なモチベーションは増えるんだけど、自分の内的なモチベーションというのが、どんどん下がっているんじゃないかというふうに、ちょっと私、比べて思ったんですね。

すみません。もうちょっとだけ、このわかると楽しいからというのが減っちゃうのってどうなんだろうと思って見たんですけど、このわかると楽しい、クロス集計のところ、勉強する理由と勉強の楽しさみたいなクロス集計があると思うんですけど、ここのところで、わかると楽しいからとやる子の勉強が好きという度合いがやっぱり一番高かったんですね。それちょっと私、逆算で自分でつくったので、正確なデータはわからなかったんですけども、やっぱり子どもの楽しいとか、わかってうれしいとか、そういうプラスのモチベーションを高めるような、もうちょっと取組とか、勉強の教え方というのをもっと大事にしていくということが見えてきたのかなというふうに思ったんですけど、ちょっとこれは私が素人でやったものなのですが、やっぱり経年で同じ質問をやっているということは、そういうデータがあるということはすごく大事なことだと。とろうと思っても簡単にとれるものではないので、とったものをどうやって生かしていくのかということに、大変だと思うんですけど、もう少し分析をしていただきたいというふうに思っています。

これが経年の比較というところでちょっとぜひ小学生と中学生の、もし比較されているんだしたら、そういうものもやっぱりちょっと教育委員としては、こちらに出して教えていただきたいということを強くお願いしたいと思います。

あと3つ、まだいいですか。他の方に言っていただく。

【渡邊教育長】

どうでしょうか。一通りよろしいですか。続けていただいて。

【高橋委員】

次、クロス集計のところなんですけれど、大きいところだとP15からなのかな。薄いのだとちょっとわからないので、大きいのだとクロス集計15からなんですけど、このクロス集計というのは、このクロス集計するという、このクロスは何をとるかということがすごく大事だと思うんですけど、これずっと同じものでとられていると思うんですけど、中にはこれ、とってどうして、これ何というんですかね。これで何を言いたいのかなとか、何のためにこれをとっているのかなと、正直よくわからない項目もありました。逆に、この縦と横軸を変えたらもっといい分析ができるのにというのもちょっと思ったものもありました。

それはさっき言った、どうして勉強するんですかという、勉強する理由と、例えば学習の勉強する理由と学習に対する好感度とか、P15ページの勉強する理由と学習に対する好感度とか、これも「すきだ」のところが、「わかると楽しいから」がもちろん増えているんですけど、これを逆にしてみたら、やっぱりちょっと見え方が変わったりとかするので、そういうのも分析するときにちょっとやっていただきたいなというようなものもありました。

それから、クロス集計で、この私的には勉強する理由というのは、小学校と中学校と変わったということで、そこに何かがあるんじゃないかというふうにすごく思っていたんですけど、勉強する理由別で点数は出てなくて、どこかにたしか何とか別で点数が出てたと思うんですけど、ちょっと正答率が出ているところはありませんでしたっけ。

それで問1、問2、問3はあるんですけど、問4が飛ばされていて、問5から問9があつて、問10があつて、これ問4の学習に対する理由、勉強する一番の理由は何ですかというものと、

その分類で国語、社会、数学、理科、英語の点数が出てなかったもので、何で問4だけないのかなというのも思いましたし、私としては、どういうモチベーションでやっている子が、何が好きなのかとか、どの教科がそのモチベーションがうまく出せているのかとか、そういうところをちょっと知りたいなと思ったので、ここ問4を抜かさないで、問4も入れていただきたいなと思います。逆に抜けている理由は何ですか。前もその前も抜けていたんで、特に理由がもし他に何かなければ、問4もちゃんとデータをとって入れていただきたいなというふうに思います。とりあえず。

【渡邊教育長】

じゃあ、そこまで。今いただいた御意見もありましたけれども、御質問等についていかがでしょうか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

まず、勉強が好きですかという問いに対しても、小学校から中学校でかなり回答率が変わっているというところにつきまして、幾つかの理由があるかなというふうには思うんですが、やはり学習内容が非常に難しくなっていくというところは一つ大きなところなのかなというふうに考えています。

また、子どもたちがこの問題に限らずですけども、自分のことを客観的に見るようになっていくとか、そういうところの関連があるのかなというふうに考えてはいますが、ただ、これはこちらのほうで分析をして考えていることであり、例えば子どもに対してそれを聞いて調査したとかいうことではないので、今後はそういうことも必要なかなというふうに考えています。このことについて、教科から何かありますか。

【永田カリキュラムセンター指導主事】

理科についてでございますけれども、小学校はすごく好きな、特に好きなんですけど、中学校に来ると、一番最下位で、好きが減ってしまうという教科になっています。その点については、大きな要因としては、目に見えない自然事象を扱うことが多くなって、それで観察とか実験以外の栽培物づくりとか飼育とか、小学校では体験を重視していたところが、そういう機会も減ってしまうというところで、自分事として捉えていくことが難しくなっていくとか、そういう要因も考えられるかと思えます。

校種間での肯定的な回答の割合が減っていることは踏まえつつも、対応としては、中学校の経年の経過は追っておりまして、やっぱり高橋委員がおっしゃるように、学ぶ意義ということが大事だということで、様々な機会を伝えておりまして、ここ10年で見ますと、中学校の中では、ポイントが13ポイント以上も上昇しておりまして、そのような形で、今後も子どもたちが勉強が好きだというふうに実感していただけるような取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

【高橋委員】

理科はもともとが好きな子がすごく多い、9割が好きな教科なので、中学に行ったときに勉強

の難しさというところがあるのかなと思うんです。ただ、理解度で言うと、7割ぐらい、6割以上の子はわかるというような、たしか答えをしているはずなので、何かやっぱり小学校のときの楽しさというところを何かもっと中学校でも取り入れていただきたいなという気持ちはあります。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

その中で、一つの課題かなというところが、先ほどお話にありました、やはりわかると楽しいという部分、必要性、学びの中でも必要に迫られてというところは確かに感じているんですが、やはりわかると楽しいという部分を改善していくことは、ここからさらに理解度も含めて上げていく一つの大きなきっかけになるのではないかなというふうに思っております、そこについては授業改善を今後していきたいというふうに考えております。

【高橋委員】

もう一ついいこともあって、社会は中学生が好きな子が多いんです。多分社会はだんだん好きな子が、中学生だけで見ても多分上がっていているので、多分小学校の社会のほうは、何かそういう子どもたちが楽しいとか、わかるというようなこと取組を地道に何かされているんだろうと思うので、そういうものを共有していただければありがたいなというふうに思います。

【渡邊教育長】

平成27と30と、小学生と中学生の比較のお話をいただきましたけれども、中学校の先生がこの子たちが平成27年の段階ではどうだったのかというのは、あまり御存じないと思うんですね。逆に、小学校の先生方も中学校になったらどうなったのかということがあまり関心を持たれていないんだろうけれども、同じ質問があって、今、高橋委員が言われたような分析をすると興味深い結果もあるわけですので、少しそれは校種を越えて、こういう状況があるので、どのように授業を改善していくことが、中学校に行くところと下がる要素があるところもありますけども、できるだけそうならないようにするには、どうしたらいいんだろうかというのを考えてもらうことは必要だと思うんですね。

今の段階だけ、前はこうだったんだよというところなんかをよく見ていただくということも必要なので、少し今後、学校への伝え方なども今の御意見を踏まえて工夫されるのがいいかなと思うんですけどね。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

中学校の総会であるとか、教育課程研究会、実践事例集がございまして、そこでもこういう課題があるから、こういう授業改善が必要なんだという形で示していきたいというふうに考えております。

【渡邊教育長】

では、他の委員さんいかがでしょうか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

クロス集計のほうは、よろしいでしょうか。

【高橋委員】

クロス集計のほうは、ぜひ問4の教科のところを出していただきたいということで。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

課題解決、特に図りたいものについてクロス集計をかけていて、やはり原因を何とか突きとめたいということで、そのためにやっているもので、やはりよりよい組み合わせは考えていきたいというふうに考えております。

【渡邊教育長】

よろしく申し上げます。

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

全体見させていただいて、5教科とも知識技能に関しては、それぞれ課題を意識した授業改善が行われて、おおむね一定の成果が見受けられると思うんですね。しかし、数学の2、3年生、それから英語の1、2、3、全学年については、活用、つまり思考・判断・表現の分野で、今年の29年度も見たんですが、知識・技能に比べて思考・判断・表現の平均正答率がかなり低いように見受けられるんですね。

それで、この冊子の意識の27を見ても、次の授業はよくわかるかという質問に関して、国語、社会、理科は「どちらかといえば、わかる」が40%を超えているんですが、数学、英語については、40%行かない傾向が毎年あるような、しかも「どちらかというとならない」「わからない」を入れると、数学は25.3、英語は30.1ぐらい、かなり授業がわからないと。この中には、知識・技能についてはかなり理解が進んでいるようなんですが、いわゆる思考・判断・表現の部分がかかなり知識・技能に比べて低い傾向が続いているので、授業をやっぱりここに焦点を当てて改善していかないと、なかなか数学や英語はこのギャップがですね、2つの分野は埋まっていけないのかなというふうに感じました。

そこで、小学校とあわせて考えてみると、小学校はBのほうがかかなり成績がよかったような印象があるんですね。その原因は、私、小中授業見ましたけれども、小学校のほうは何が進んでいるかという、単元全体でどのような力を身につけさせるかということが非常に進んでいて、場合によっては学年でとか、学校で目指す児童の姿、そういうものをしっかり出してきているんですね。カリキュラムマネジメントの中で。中学校はちょっとそういう点では遅れ気味なのかなと。いわゆるカリマネの部分でまだまだ1単位時間というような内面が強過ぎて、確かに中学の教科担任制ということを考えると、小学校に比べて難しさはあると思うんですが、単元全体で、または学年で、また中学校を卒業する段階でどういう目指す生徒像、どんな力をつけて卒業させていくかということをカリマネの中で考えていく必要があるのではないかなということを含体的には感じました。小学校に学ぶところが大きいのではないかなと、そのように感じています。

それから、もう一つ気になるのは、どの教科も1、3年生に比べると、2年生の平均正答率が

今年もやや低いんですね。私も中学校におりましたから、学年経営、生徒指導含めて中だるみの学年ということで、2年生は非常に難しい学年ですから、そこに生活や学習についてのアンケートも実施されてるので、当然の結果になるのかな。1年生は緊張感があって新しい勉強スタイルが始まる。3年生は進路の目的ができる。なかなか2年生は生活、学習含めて難しい学年だというようなことで、これは一つの指標ですから、だからといってどうこうということではないんですが、なぜかという、2年生で落ちても3年生で成績伸びてますから、経年平均で見てもですね。

ただその辺、授業もわかる授業とか、授業が好きとか、そういう生活と学習面合わせて改善する視点はこの辺にヒントとしてあるのではないかなと、そういう見方もできるかなというふうに思いました。

それで最後、国語科について、ちょっと考えるところがありまして、2年生の問題量については配慮されて作問されているように思うんですが、1年、小問を数えると31、2年が33、3年が34個あるんですが、ただ2年の7番の記述式の無答率32%を見ると、7は単に小問一つとは考えにくくて、しかも、形式について2つ条件があり、内容について2つ条件があるので、こうやって考えてみると、小問の3つ、4つ分ぐらいの時間は必要になるかなと思いますと、1年31、2年33、3年34ですけど、加えると35、6個には小問が時間的な配分で必要かなと私も解いてみて思ったんですね。

そうすると、時間と問題量について、さらに検討する必要がある、2年生の成績が国語も悪いというのは、単に中だるみの学年ということだけではなくて、問題量が多過ぎるのではないか、例えば聞く・話すの放送の問題にしても、ほとんど変わらないですし、そういう意味では、2年生は古文も入ってきてますし、そして、この表現もあるので、もう一度この辺の時間と問題量について、作問の部分で検討していただけないかなというふうに思いました。

それから、2年生の平均正答率が、知識・技能、思考・判断・表現ともに他学年に比べてやや低い結果になっていると、先ほど申し上げましたけど、昨年度の経年変化で見ると、1年次は、知識・技能が72.4から2年次は52.2に下がっているわけですね。思考・判断・表現は66.7から2年次は58.3。これも、やっぱり2年生の問題量も関係あるのかな。

ところが、3年生は昨年度2年時は知識・技能が53.8、3年時は63.5と上がってるんですね。思考・判断・表現も63.4から3年時は69.2と上がっていますので、ちょっと安心しています。しっかり授業がなされて、子どもたちも成長しているのかなというふうに感じています。

漢字の書き取りについては、他に比べて平均正答率が今年も低いわけですが、特に2年生の書字の執念、訂正、拒否、赴く、潰れる、ここは分析でも指摘されています。3年生の顕著、催促など、今後も漢字の特性を生かした学習の工夫が求められると思うんですね。

ですから、今までの漢字指導、ここらで一度これでよいのかと、国語科で問題提起して見直しが必要なのではないでしょうか。今までやってきた漢字指導が成果を書字について上げてないんですね。やはりちょっとした手直しだけでは、この結果は改善しないのではないかなと思うんです。

小学校でも何か読売教育賞か何か受けられた先生が、漢字指導を見直して賞を受けられていましたが、そのスタートが自分が赴任した学校での漢字指導がこれでよいのかという疑問点からスタートされてますので、中学校においても書字の部分について、今までの漢字指導を全部根底か

から見直していく必要があるのではないかと。単に国語辞典の使用がどうであるとか、短作文づくりがどうであるとか、そういう改善では改善しないのではないかなというふうに感じました。

それから古典について、最後ですが、これまでの指導を見直す必要が漢字の書字と同じようにあるような気がします。私の経験も含めてですが、古文の指導が苦手な先生が多いのではないかなと思うんですね。一番顕著に感じるのは、いわゆる会話文を識別する問題ですね。歴史的仮名遣いについては、高い正答率でかなり徹底してきていると思うんですが、この会話文と地の文を識別する問題、主語を問う問題については、かなり課題が指摘されています。主語の把握と地の文と会話文の区別は古文を読み解く上で重要な問題だろうと思うんですね。特に3年の古文の6のアの会話の部分の冒頭に、会話文の中の「かぜはやとおそろし」と答えたのが30%もいるのに驚きました。つまり基本的な会話文というのが理解ができてないのでしょうか。会話文の中から会話文を探すというのは、基本の基本なので、こういうことも徹底されていないのかと思うと、ちょっと首をかしげてしまったんですね。

ですから、正答率39%なのに、文章中には会話の部分もう1カ所ありますという問いが理解できていないのではないかと。つまり地の文とか、会話の部分とか、そういう言葉が理解できないから、会話の中から会話の部分を探してしまうということが起きているのではないかと思います。

「と」という助詞を手がかりに会話文の終わりをを見つけることは、恐らく教えていると思うんですね。ですから今までは、はじまりの間違ひが多かったわけです。ところが、今年を見ると全く違う間違ひですね。会話文の中から会話文を探してしまう。そういうところが気になりました。

それから、また、(エ)の舟人を答える主語を問う問題についても、法師と答えた者が21%いました。これは作問者の意図にぴったり合ったことだと思うんですね。若き法師と4文字の主語なのに、2文字と言われたから若きをとってしまって法師と答えたんだらうと思うんですね。作問の常套手段なんですね。誤答をつくる時に、こういうことをするわけですが、これに全くひっかかっているということが見受けられます。つまり二文字に惑わされて答えている。つまり内容を理解していないと。

そこで、例えば地の文と会話文を役割読みをさせるとか、鍵括弧を外した会話の部分を読ませるなど、さらに音読の重要性を意識した授業改善が必要ではないか。

また、私の実践例から言えば、「猫また」なんて昔あったものは、紙芝居をつくったり、または4コマ漫画にしたりとか、またはカリマネを先生方に意識していただくために、国語と美術で合同教科で、いわゆる内容については国語、そういう4コマや絵を描くところは美術と、そういうようなことも実践で取り組んでみられると、こういう問題はすぐに改善される問題ではないか、課題ではないかなと、そのように感じました。

以上です。

【渡邊教育長】

多岐にわたりまして、課題を指摘していただきまして、また改善策のお示しもありましたので、ぜひそれぞれ大事に取り扱っていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

では、中村委員どうですか。

【中村委員】

3点ございまして、一つ目は、解答率が低いところ。無解答率が高いところを見ていきましたら、記述式なんですね、ほとんどが。それで、書くことが本当に苦手だということがわかります。これは社会の問題とかでもそうなので、やっぱり教科横断的な改善策というのが、すごく大事だと思うんです。

あと前田委員は、問題量が多いんじゃないかというお話でしたけれども、問題量の問題もあるかもしれませんが、書くことへの嫌悪感というか、見た瞬間にもうやらないんじゃないかというところがありますので、それをどうしたらいいのかなということですね。

そのためには、やはり前田委員がおっしゃったように、学校のカリキュラムマネジメントで何とかしなきゃいけないと思うんですけれども。先ほどの御説明の中でいろいろと改善策とか、こういうふうにしたらいいいということをおっしゃっていたんですけれども、それを学校に伝えて、学校でどういうふうに具体的にやろうとしているのか。それを最初に言って、それに対して年度末にどうなったのかという、そういうチェックはどうされていらっしゃるんですかというのが一つ質問です。

【渡邊教育長】

では、その点はいかがでしょう。どなた、どの教科でも、いかがでしょう。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

拡大要請訪問というようなものがあって、指導主事がですね、学校を訪問するような機会がございまして、そういうところで授業改善について説明したりするんですが、どうしても訪問となると単発的になってしまって、いわゆるチェックというところがこれまで少ないところかなというふうに思っているんですけれども、そのあたりを改善するという形で、何度か同じ学校に訪問したりする中で、課題をつかんで振り返るといようなことを各学校への訪問では進めているところですよ。

また、なかなか、あと各学校の中でそれを進めていただく、指導主事が行ってどうするかということよりも、校内研究、校内でどう進めていくかという、そういうことが必要かなというふうに思っているんですが、今年度は4月には新しい学習指導要領の全面実施に向けたその授業改善の各学校で使っていただく冊子を配っておりまして、それを使った校内研究なども進めていただくようなことを進めていて、先ほど単元全体で見るなんていうこともそこに載っているんですが、その中でも、課題をつかんでどう振り返っていくかということは強調しているところなので、各学校でも有効な利用は進めていきたいというふうに考えております。

【中村委員】

特に書くこととかに関して、具体的にうちの学校ではこうするというを最初に言っていたいて、それが結局どうなったのかという、そういうチェックをちゃんとしていかないと、なかなか改善されないのかなというふうに思いました。

それから、楽しさということを高橋委員がおっしゃっていましたが、私も小学校のものと実は比べて、その中ですごく下がっているなというのは気になりました。ただ、発達段階とい

うものもありますから、一概にそれが悪いとも言えない部分があります。何とも言えないところがあるんですけども、ただ、例えばなんですけれども、社会に関してとかだったら、何かいろいろ調べたりすることは結構好きな子が意識調査で多いんですよね。意識の12ページのところに、「社会の出来事やニュースに関心がありますか」ということで、8割近い子が一応関心はあるということにはなっています。ただ、この関心の持ち方が重要だと思うんですね。スマホとかで見られるようなゴシップ的な記事なのか、本当に大事な社会情勢に関する事なのかということ、社会情勢に関する意識を持たせるためには、例えば今であれば、EU離脱のことがニュースでたくさん出てますよね。EUとは何なんだろうとか、あと離脱するとどういう問題があるのかということとかを、別に社会の先生じゃなくても、いろんな先生がそういう社会のことに関心を持って子どもたちに伝えていくということを中心に心がけていただくと、いろんな教科がもっと楽しくなっていくんじゃないかなと思うんですね。

その辺をどうしたらよいか、何かお考えとかありますでしょうか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

小学校では小学校の先生が全教科を見ているので、そういう教科横断的な姿勢で学級にも入っているかなというふうに思うんですが、どうしても中学校は教科で、その教科の先生として振る舞ってしまうんですが、やはり中学校の先生であっても、学級に向かって例えば朝の会での話であるとか、または違う教科で違う教科の話をするとか、そういうところについて教科横断的に、それぞれ時事問題であるとか最近関心のあるものとか、そういうものを話すようなことは進めていくべきだろうなというふうに考えております。

【中村委員】

そのために、先生がまず社会の問題とか、いろんなことに関心を持って、教科書を教えるのではなくて、教科書で教えるわけですから、教科書の内容以上に知識をたくさん持つということを中心に心がけていただくとありがたいのかなと思いました。

あと先ほど教育長がおっしゃってましたけど、やはり小学校から学ぶ部分というのは、結構あるのかなという気がしますので、その辺で連携をしていただくとありがたいと思います。

【渡邊教育長】

非常にマネジメントの重要性を御指摘されたと思いますので、一つ改善策がしっかりと立てられているかどうか、その改善策が果たして効果的であったのかどうかというチェックを、PDCAというふうに言われますけども、立てたものが効果的であるかないかの確認をしていないと、同じことを繰り返しも改善はされないわけですから、そういう意識で学校の中の皆さんの意識が授業改善に向けていくと大きな力になると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

いかがでしょうか。小原委員。

【小原委員】

大体、他の委員さんが私の考えていることも言ってくれたんですけども、まず毎回話している経年で比較するという、あれはもうこの冊子にならなくてもいいから、別のところで経年で比較

すると、その学年が進むにつれてどうなっていくのかというのを見る資料がとても必要になっているとは、私は前から言ってますけど、そこを別のものでもいいからつくったほうがいいのかなというところですよ。

あと、私もこれを見ていて、問題数が結構考えさせられる割には多いかなというのは、確かに感じています。数学にしても理科にしても社会にしても、結構そこで設問の途中でばたっととまってしまって、あれ、これってどっちなんだろうという、極めて曖昧なことを必要とされる問題が出てくるんですね。

例えば、理科だったら、地層か何かのやつがあって、答えは地層が一定になっているというふうな答えなんですけど、でも見る場所によっては、その地層図を見ると、柱状図を見ると、動いてんじゃないかなとかいうところがあって、それは多分中学生が見た状態だと、あまりにも現実、自分たちの生活と離れている部分になっているもので、僕ら仕事をしている人間は見ることはあるんですけど、そうじゃない子どもたちからとったら、あの図を見てどうやって判断ができるだろうなというところですね。

だから、もともと出ている問題では、そこで考え込んでしまうというところがあるかなと。数学に関しても、やはりそういう問題があって、どちらでもいい答えになっているのがどこかにありましたよね。数Ⅲの問11じゃなくて、何かありましたよね。あれだと多分、子どもたちが、どっちだというふうに、自分で判断して、その根拠をつけていくということを求められる問題なので、かなり回答するのが難しいかなというふうに感じています。

あそこで、回答がとまってしまうのは、それはしようがないかなと感じたりする問題がいろいろなところにあったりするので、その辺が50分という中で、あの子たちがやっていけるかどうかと言うところです。だから、考えさせる問題があるのは構わないんですけども、であれば、全体を大きく見て50分できちんと終われるという問題のつくり方というのが必要になってくるのかなと。もしかしたら、難しいって判断した瞬間に、それをすつとばしちゃって、その先へどんどんいって、戻ってきてわからないのをやっても、結局時間切れみたいな感じの可能性だってないとは言えないので、そういうところはやはり気をつけたほうがいいのかな。せっかくテストをするということであれば。

あと、生活のアンケートのところがあったんですけども、これが個人票の中では、これはあれなんでしょうか。このアンケート結果というのは、何か役立てているところとかあるんですか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

面談等の中で活用していきたいというふうに。

【小原委員】

学年とか、学級とか、そういうので活用していますか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

全てあわせた個人票になっているので。

【小原委員】

個人票ではなく、この結果。生活のアンケートの結果、アンケート結果というのをクラスとかそういうので見る機会とかってありますか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

なかなか今のところは、つくってはいないですね。

【小原委員】

そうですね。この結果って、自分たちの生活を客観的に見る結果じゃないですか。全体的な傾向として、こういう傾向があって、こういうふうな、例えば簡単に言うと、一つ取り出すと、4時間、ゲームを4時間みたいなのがあったとしますよね。その4時間、そういうことをやっている子の傾向は、こういうことが、睡眠時間が少なくなって、朝食がとれなくなるとかという、そういう傾向があるんですよということを自分たちが知るという機会をつくってあげないと、漠然と自分たちは、子どもたちは生活をしている中で、そこの自覚はやはり出てこないのかなって。

だから、統計を取ってというか、データをとって、こういうふうにして答えを出してみると、こういう傾向が皆さんの中にあるんですよというのを知る機会をやっぱりつくるべきかなとは思っています。

その傾向の中で、勉強は進まないとかって思っている子は、生活の中で、こういう傾向があるんだなというのがわかったりするんで、それを直す機会というところに、せっかくとっているんで使っていただいたほうがいいかなと。

紙で子どもたちに渡して、5分の中でこういう感じの傾向なんだよとかというので構わないので、そういうふうにし少し変えて、変えてというか、使うという。せっかくあるものなんですから、それを使っていくというところが必要なのかなというふうに思っています。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

今、中学校のほうで、このアンケート結果をどういうふうに活用していますかという調査をしているんですけども、学校によっては、地域教育会議や学校評価の中で、話題にしているというのもありますので、今後そういった取組は各学校に広げていきたいなというふうに思っております。

【小原委員】

いずれにしても、子どもたちが自覚をする機会、その機会を一つどこかで作っていただければと思いますので。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

その中には、生徒の代表生徒も入って、一緒に学校のあり方を考えてみる機会になりますので、今後また、生徒がそういうことを考えるという機会もつくれていけたらなというふうに思っています。

【小原委員】

そうですね。生活習慣で、結構、場合によっては、学力とか変わって、体力も変わってきたりするんで、その辺もすみません、可能であればよろしくお願いします。

私からは、以上です。

【渡邊教育長】

小原委員が言われているのは、生徒自身がやはりこれをきちんと客観視して、考える時間をつくりましょうというようなことで、地域教育会議だ、そういうところに生徒の代表がいるから、そこに情報を提供すればいいという話ではないんですよ。学級活動のような時間で、この学校の子どもたちにとって、ここは考えさせる必要があるなという場面があれば、このデータをしっかりと示して、こういうふうな結果になったんだけど、皆さんこれをどういうふうにとらえているかという、そういう学習をしましょうという話だから、代表に聞かせればいいという話ではないですよ、今の話はね。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

はい、わかりました。

【渡邊教育長】

学級活動の時間も限られているけれども、その中で、どれがうちの学校には、一番それを考えさせるべき課題かというのをよく選んでいただいて、そういう場面をしっかりとつくっていただくということが大事だと思うから、そういう生かし方をやはり進めてくださいという。

今日は、いらっしゃらないけれども、特別活動の担当あたりに、そういう生かし方を御提案されましたよということは、ちゃんと伝えていただきたいなと思いますよね。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

わかりました。

【渡邊教育長】

お願いします。

【岡田委員】

各委員のほうから、それぞれ質問や考えを示していただいておりますので、私のほうからは、このデータを見たとき、小・中一貫校がどうなっているのかなというふうに興味をもちましてですね、何かそういうデータが示されるといいかなというふうに思います。

小・中一貫校という意味は、小・中一貫校を名乗っている学校だけではなくて、実質的に一小一中になっているところと、そうでないところで、どういうふうに変化があるのかなのかという。先ほど御質問にあったように、小学校のときと、中学校のときというふうに変化を見ているときですね、そういう学校の置かれている状況によってどうなのかなって。川崎全体を底上げしていくというふう考えたとき、もしそこにいい結果が出ていたら、何かヒントがあるのかなとかというふうに思いました。

それから、こちらの大きい冊子のほうの下の意識の30、31ページ、右上でいくと142ページ、143ページのところなんですけれども、川崎で小学校、中学校を過ごしてきて、問の47番あなたは「自分の住んでいる町が好きですか」、もちろん100%はないと思うんですが、これをやっぱり、できるだけ増えてほしいなという思いでいっぱい、数値的にはもう8割ぐらいが「あてはまる」、「どちらかといえば、あてはまる」というふうになっているんですが、逆に言うと、「どちらかといえばあてはまらない」、「あてはまらない」という数値が依然としてこれだけあって、あまり動いていないということを見ると、やっぱり自分の住んでいる町に好きかどうか、誇りに思うというか、そういう子たちが小中の中で培うことになると思うので、ここを増やしていきたいなというふうに、これを見たとき思って、そして、じゃあ次期学習指導要領等を踏まえたときにどうかという、問の44番なんです。「自分には、よいところがあると思いますか」、数値的にはすごくいい数値が出ていますが、先ほどと同じように、例えば平成30年度、「どちらかといえば、あてはまらない」が19%で、「あてはまらない」が9.9%いらっしやる。ディープアクティブラーニングを考えたときに、共同の学習になったとき、同じ班とか、学級とか、グループの中に、自己肯定感、自尊感情が低いお子さんがいたときに、果たしていい学習ができるのか。つまり、深い学びになるのかどうかというのは、とても心配になってきたりしています。

それと同じように、問の50番、「日常生活の中で自分の思いや考えを積極的に話そうとしていますか」というところでも、「どちらかといえば、話そうとしていない」、「話そうとしていない」という方々が平成30年度で3割近くいらっしやる。そうすると、先ほど言ったディープアクティブラーニングをしようとしたときに、うまく学習成果が得られるようになるかどうかということ踏まえたときに、これをぜひ高めていくことをやっていきたいし、例えばですけども、私が高等学校で教えていた経験があるんですが、私、国語だったんですが、私のところに数学の問題をもってきてですね、この問題先生どうやって解くのって聞かれるわけですよ。すると僕は国語だから数学の先生にって言いたいんですが、せっかく聞きに来てくれたわけだから、一緒に考えて解けないわけです。私が解けなくて苦労して、これはここまでこ解いたんだけど解けないんだよ。ここから先はさあとかというのが、すごく子どもたちにはよかったみたいで、何が言いたいかという、中学校の先生も教科担任制なんです、自分の教科以外のところでも、一緒にこう考えていたり、答えていくというのが、これからすごく大事なことになっていて、それは教科横断的なものにも、すごくつながるんじゃないかなというふうに思います。

最後に、さらに、私の思いなんですけれども、私たちの学会では、次期学習指導要領が示すところで必要なものとして、情報処理能力の速さ、これが速くないとディープアクティブラーニングにならないだろうということと、そこから次に出てくるのが、類推する力なんです。問題を解こうとしたときに、どう類推していくか。つまり突拍子もない発言をした子のその発言がものすごいヒントになっているというふうに類推できないと、日常関係の中で、だめな子のした発言は、だめとしか受け取らないとですね、いい創造的な回答が出てこないんじゃないかというのが話題になっておりました。そういうふうに考えると、実は今まであまり私たちの中で話題にしてこなかった教科指導の中に感情の処理をどう入れていくかどうかというのが出ていて、小学校の先生、中学校の先生方も、それぞれ学級経営の中で子どもたち同士の感情、そこを問題解決を通して、人格の完成に目指して育てていくという視点があったんですが、教科指導の中にも、

感情的なもつれがあったとき、グルーピングして、多分うまく授業の成果があらわれないんじゃないかというのが今話題になっていますので、そういったところも、この設問の中に組み込んでいったりするような、設問自体も少し工夫していく。つまり新たな設問をさらに増やしていったら、川崎全体の状況が何か見られるようなものをさらに工夫していくのがいいのかなというふうには思いました。

意見と感想だけになってしまいました。以上でございます。

【渡邊教育長】

最後に言われたのは、岡田委員の御専門なんですけど、共生・共育プログラムで、効果測定をやっています。学級集団がどういうふうになっているかというのが視覚的に捉えられるものがありますけれども、ああいう集団を丁寧に見ていくと、今おっしゃったようなですね、学習がこの状態で大丈夫なのかどうかというふうなヒントになるところがあるかもしれませんね。

【岡田委員】

おっしゃるとおりですね。そのとおりだと思います。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。

考える力をしっかりつけましようというのは、再三、御指摘のあったとおりですが、作問している先生が普段考える授業をしているのかというふうに思ってしまうところがあるわけですね。考える授業をしていけば、当然考える時間を設けているだろうと思うんですよ。考える時間がこのぐらい必要だということになれば、この問題量は、どのくらいでなければならないかというのが、当然導き出せるんだろうけれども、普段そういう授業をされていないとですね、問題だけ出して、さあ解きましょうというふうになっているんじゃないかなというふうに心配してしまうところもあるんですね。考える力、考えるような問題をつくってですね、考える力を図ろうとするんだしたら、当然、考えるための時間が用意されていなければ、考える力が測れないし、発揮できないわけですよ。そういう意味で問題って、もう少しをよく見直していったらですね、本当に測るべきものが測れているかどうかというのを丁寧に捉えることが必要だと思いますので、今日も貴重な御意見をいただきましたので、ぜひ、改善を図っていただきたいと思うし、皆さんがそのリーダーシップを十分発揮していったらいいなと思いますので、よろしくお願ひします。

では、ただいまの報告事項No.3でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.3は承認いたします。

報告事項 No. 4 「オリンピック・パラリンピアン交流推進事業業務委託料からの他事業に係る費用の支払いについての検証報告書」について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.4 『オリンピック・パラリンピアン交流推進事業業務委託料からの他事業に係る経費の支払いについての検証報告書』について」、説明をいただきます。庶務課長にお願いいたします。

【森庶務課長】

それでは、「報告事項No.4 『オリンピック・パラリンピアン交流推進事業業務委託料からの他事業に係る費用の支払いについての検証報告書』について」、御報告いたします。

本報告書は、平成30年11月26日の報道発表以降、本事案を踏まえて、教育委員会事務局が自律的に改革・改善を進めていくことを目的として、可能な限り事実をわかりやすく記載するとともに、原因究明、再発防止策を取りまとめたものでございます。

それでは、手元の資料をお開きください。まず、1ページ目でございますが、「はじめに」となっております。ページ中段でございますが、平成29年には、教育委員会会議の議事を記録した音声データに関して、その時点では存在していた音声データを「すでに消去した」とする虚偽の説明を行っており、後になって消去するという事案が判明しました。この事案を受けて、再発防止に向け取り組んでいる中で、今年度に入って、本事案を含めて複数の事案が明らかとなっております。

これら複数の事案は、行政への市民の信頼を大きく損なう事案であり、このような事案が続けて発生していることを大変重く受けとめるとともに、真摯に職務に精励している多くの職員とともに、再発防止に向けて一丸となって取組を進めてまいります。

また、再発防止に向けましては「当たり前を決しておろそかにしない」をスローガンとして、全職員参加のもとに、ひとつの運動として進めていきたいと考えております。一日も早く、市民の皆様の信頼回復が図られるよう、努めてまいります。

2ページをごらんください。「2 本事案の概要」でございます。本事案は、本来であれば他事業として支出すべきであった「記念誌の印刷費用」及び「バスの故障による代車借上費用」を、市が受託業者に指示して当該委託料から支払ったものでございます。

3ページをごらんください。「3 本事案の公表に至るまでの主な経緯等」でございます。平成30年4月には、当該職員が別部署へ異動しております。同年、9月27日の決算審査特別委員会において、本事案の随意契約の妥当性に係る質疑があり、10月3日に受託業者から提出された請求書の内容を確認し、本事案における目的外支出を、健康教育課が初めて組織として把握したところでございます。

また、翌10月4日には、担当副市長及び市長へ報告をするとともに、10月5日の決算審査総括質疑にて、教育次長が本事案について「一部疑義が生じている点については調査中であり、結果に応じて明らかにする」旨を答弁いたしました。

その後、関係者にヒアリングを実施いたしまして、10月24日には、当該職員を含む関係職員へのヒアリングにおきまして、当該職員以外は本事案に係る目的外支出を知らなかったことを

確認いたしました。

10月25日には、受託業者のヒアリングにおきまして、「印刷費用の内容については、平成30年1月に請求書を見て初めて知ったこと」、「当該支払いについては、支払い後に受託業者が当該職員に『内容が違うのではないか』と確認したが、数週間後に当該職員から『そのまま進めてほしい』旨の返答があったため、『やむを得ず』内部の支払い手続を完了したこと」、「バス代については、年度末に当該職員からの依頼に基づき支払いをしたこと」を確認いたしました。

10月26日には、高校関係者のヒアリングにおきまして、「バスの故障については、バス運営管理業者から健康教育課へ連絡してもらったこと」、「業者と健康教育課の間で協議が整ったのでバスの手配がされたと思っていたこと」を確認いたしました。

4ページをごらんください。10月31日には、当該職員から「契約段階では、印刷物の内容等、事業実施の詳細について不明確な部分があったこと」、「平成29年5月に、校長会から記念誌について依頼があった段階では、年度末に印刷製本費から出た不用額で対応できると考えていたこと」、「12月頃に、当該委託料が余りそうだとわかった段階で、そこから支出させようと考えたこと」を確認いたしました。

11月1日には、当該職員から、「記念誌については、平成30年1月頃にスポーツ協会へ支払いを依頼したこと」を確認しました。

11月2日の中学校長会関係者へのヒアリングにおきましては、「平成29年5月に予算確保について依頼し、健康教育課が了承したこと」、「目的外支出については知らなかったこと」を確認いたしました。

その後、副市長、市長へ事案の概要、経過、原因等を報告した後、11月22日及び25日に、関係者へ事実確認を再度行ったところでございます。

また、11月26日には関係職員に対する注意喚起を行った後、正副議長及び文教委員会委員へ情報提供等をいたしました。

次に、「4 本事案が発生した原因」でございまして、5ページをごらんください。第1の原因として、「(1) 当該職員の安易な思い込み」でございまして、当該職員が、本事業に係る契約形態が、精算を要しない確定払いであったことから、講師謝礼等の余剰分を記念誌の印刷費用や代車借上費用に充てようと安易に考え、受託業者に目的外の支払いを要請してしまったことが挙げられます。

新規事業であったにも関わらず、事業スケジュールや内容が不明確なまま、事業を開始してしまっているとともに、目的外支出を複数回繰り返しており、背景には職員個人の本来行うべき手続に対する意識の不足のほかに、職場内でのコミュニケーション不足も要因となっていると思われれます。

第2の原因として、「(2) 所管課におけるチェック機能不全」でございまして。健康教育課内において、適切なチェック機能が働かず、完了検査においてもチェックできなかったことが挙げられます。

管理監督者のチェック意識や、マネジメントに取り組む意識の不足、職員同士の連携不足があったものと考えております。

第3の原因として、「(3) 受託業者における目的外支出の受諾」でございまして、受託業者が、本来であれば応じるべきでなかった事業目的外の支払い要請に対して、結果的に応じてしまった

ことが挙げられます。受託業者の中にも、本来行うべき手続に対しての意識の不足や、管理者のチェック意識の不足があったものと考えております。

6ページをごらんください。「5 平成30年度及び31年度以降の本事案に係る委託事業の見直し」でございます。(1)でございますが、人件費の単価等を変更することで、委託料の縮減に向けて契約の変更を検討しております。(2)でございますが、市側にもノウハウが蓄積されたため、平成31年度予算案におきましては、委託から市の直接経費に切り替え、経費の縮減を図るとともに、実施回数を増やすことといたしました。

7ページをごらんください。「6 本事案に係る主な課題及び再発防止策」でございます。「(1) 本事案判明前から継続する取組」でございますが、音声データ消去事案等を受けて、これまで各種の取組を進めてまいりましたが、これらにつきましては、本事案を踏まえて強化・充実を図りながら、今後も継続して取り組んでまいります。

①として、「組織マネジメントの強化」でございますが、ページ下段、「継続する取組内容」にございますように、これまでの「組織マネジメント研修」、「通知文書等の発出による周知、啓発」、「管理職会議等を活用した周知」等を実施してまいりましたが、今後も継続してまいります。

8ページをごらんください。②として、「法令遵守の徹底」でございますが、9ページにまいりまして、上段でお示ししましたように、これまでも各種研修を進めてまいりましたので、継続して取組を進めてまいります。

ページ下段をごらんください。③として、「風通しの良い職場環境づくりの推進」でございます。10ページにまいりまして、中段にお示しいたしましたように、これまでも各種研修等進めてまいりましたので、継続して取組を進めてまいります。

④として、「情報資産に係る管理意識の強化」でございますが、本事案は直接、情報資産に係る案件ではありませんでしたが、引き続き取組を実施してまいります。

11ページをごらんください。「(2) 本事案に係る主な課題」でございます。ここまでお示したような様々な取組を進める中で、本事案も含めて、今年度に入り、新たに不適切な事務に係る事案が複数判明しています。そこから浮かび上がってくることは、このような各種の研修は引き続き取り組んでいく必要がございますが、それだけでは不足しているということでございます。

第一に必要なことは、「個人」の過ちを「組織」の過ちにしないための、管理職のマネジメント意識の強化でございます。本事案におきましても、過ちは一瞬にして確定したわけではなく、軌道修正をするチャンスは複数回存在しておりました。管理職には、職員が孤立感や閉塞感を抱かないよう、職場の課題や業務の進捗状況を共有化し、課題解決に向けて、「個人」にとどまらず「組織」で機能するよう、常に心配りをすることが求められております。

第二に必要なことは、よりよい仕事をしていく意識を職員全員へ波及させることでございます。本事案におきましては、「公務員として当たりのことを当たり前に行ってくれれば、こんなことにならなかったのに」、「世間の常識で考えれば、わかるだろう」といった初歩的・常識的な事柄をおろそかにした結果、「市民の信頼」を損なうとともに、「議会への正確な情報提供」を妨げるといった重大な事態を招いております。そのような初歩的な間違いを組織として正すことができず、結果として見逃してしまったことも、大きな問題だと感じております。「自分には関係ないことだ」、「誰かがうまくやってくれるだろう」、「それは自分の仕事じゃない」といった、いわば「事なかれ主義」が職員の意識の中にないか、職場の中で点検を行い、「チームとしての意識」を職員一人

ひとりが持つことが必要となっております。

12ページをごらんください。「(3) 本事案を受けての再発防止策の追加」でございます。本事案のような初歩的・常識的な事柄をおろかにするような事案を防ぐためには、これまでの取組に加え、「管理職のマネジメント意識のさらなる強化」や、「全職員参加の下に継続的に行う、職場単位での取組」による、職員一人ひとりの意識付けやコミュニケーションの強化が必要でございます。

そのため、「①管理職のマネジメント意識のさらなる強化」といたしまして、管理職が、当該年度の事業スケジュールや事業手法を適切に把握するとともに、組織内において、幅広い視野、視点、総合的な見地からの検討を適宜加えながら、事業を推進し、常にチェック意識を高く保持するなど、適切なマネジメントができるよう、関係局と連携しながら、管理職への啓発や研修を実施することなどで、マネジメント意識をさらに強化してまいります。

また、「②全職員参加の下に継続的に行う職場単位での取組」といたしましては、職員が自らの言葉で仕事をどのように進めていくかを話し合い、課題やスケジュールを組織と共有する「場」が必要でございます。その「場」では、職員一人ひとりが、はっきりと疑問や意見を伝えることや、改善点やミスを発見したときは、それを明確に表明できることが必要であり、職員同士が安心して、「報告・連絡・相談」をできる環境を整えることによって、課題の早期の段階で組織内において共有し、早期解決につなげることが重要でございます。このような役割を持つ「場」の設定について、どの程度の頻度でどのように設定するか、13ページにまいりまして、職場の「ルール」として徹底してまいります。

また、年間、月、週ごとの予定表など、職場ごとに仕事を共有化するための「ツール」を設定し、「個人の仕事」を「みんなの仕事」として共有化し、職場一人ひとりに「チームとしての意識」付けを徹底してまいります。こうした「チームとしての意識」付けによって、組織を機能させるメンバーシップの発揮につなげてまいります。

このような取組を進めることで、「当たり前のことを決しておろそかにしない」職場の雰囲気をつくり上げるとともに、それだけにとどまらず、前例や固定観念にとらわれずに、「市民のために」常に改善・改革を目指す組織づくりに向けて、教育委員会事務局「全職員参加」の下に取り組んでまいります。

報告事項No.4の説明につきましては以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のおり説明をいただきました。何か御質問などございましたら、お願いいたします。

これまでも、事案の御報告はさせていただいているかと思いますが、改めて報告書にまとめられたということでございます。

高橋委員。

【高橋委員】

11ページに、真ん中ら辺の軌道修正をするチャンスは複数回存在していたということで、こういう事例にかかわらず、ミス、何て言ったかな、意識的でないミスなども発生することあると思うんですけども、やっぱり何段階かで止めるような仕組みというものをちゃんとつくって、

こういう最悪の結果を招かないような体制づくりをぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【渡邊教育長】

中村委員どうぞ。

【中村委員】

ミスをはするものだというふうに、まずは思った方がいいと思います。ミスをしてはだめだということはないということを職場内で徹底させることが必要なのかなと思います。ミスしたらどう回復するかということがすごく大事なんだということと、あと、何のために働くのかということ、みんなでもう一回考えなきゃいけないのかなと思います。

この研修では、どちらかというとネガティブな内容が多いんですね。法令を遵守しなければいけないとか、個人情報を守らなきゃいけないとかって。そういうものではなくて、教育に関する公務員というのは、どういう意味があるのかというような目的意識を持って働いていただくと、とてもありがたいなというふうに思いました。

【渡邊教育長】

小原委員。

【小原委員】

マネジメントという言葉がよく出てくるんですけども、確かにマネジメントも必要なんですけれども、こういうことが起こらないような条件整備というか、そもそもはそれが起こりづらい状況をつくっていくというほうが、恐らく大事だと思うんですよ。そちらを考えておかないと、一生懸命マネジメントで管理しよう、管理しようと思ったって、限界があるんですから。

だから、最初に起こりづらい環境をいかにしてつくっていくかというところにダブルチェックのマネジメントがあったりとかという、そういう形をとっていくというふうにしていかないと、マネジメント自体というのは、起こったところにどう対処するかとか、そういうものも含まれてしまうので、受け身になる可能性があるんで、受け身にならないで、最初から積極的にそれが起こらない状況をつくっていくという環境を整備するほうが必要かなというふうに思ったりはしています。

【渡邊教育長】

教育次長。

【小椋教育次長】

今、中村委員と小原委員のおっしゃったことにつきまして、研修については、これも大事な場として取り入れておりますが、これで足りているとは思っていませんし、この結果、研修を取り組んできた結果、こういうことも起きているということも検証した中ではございますので、それを踏まえて、さらにという意味合いで、この報告書つくられております。

先ほど小原委員からもお話がありましたけれども、12、13ページに管理職のマネジメントをさらに強化していくというのも一方でやっていかなきゃいけないことですが、2番の全職員参加のもとにやっていこうよということで、そういう意味では、上からかぶせてこれはやらなきゃいけない、ミスしちゃいけないように頑張ろうって、そういうことだけではなくて、やっぱりここに書いてありますように、いろいろ職員が安心して、その職場で働けるとか、安心して上司と話をする事ができるとか、そういうことの中で、チームとしてと書いてございますけれども、そうメンバーシップを職員自身も持っていただけるような、そんなような取組を管理職、職員一体となってやっていきたいと思いますというのが思いでもございますので、なかなか報告書の文字面だけでは読み取れない部分もございますが、御指摘の部分については、十分承知しながら進めていかなきゃいけないなというふうに、思っております。

以上です。

【渡邊教育長】

他の委員さんは、よろしいですか。

冒頭のはじめにもありますように、私たちの仕事、市民の皆さんの信頼に応えるという大変大きなもので、その信頼があって成り立っているものですから、小さなことでも信頼を損なってしまふというおそれが多分にあるわけですから、改めて襟を正してですね、しっかりと取り組んでいきたい、こんなふうに思うところです。

それでは、ただいまの報告事項No.4ですが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.4は承認いたします。

7 議事事項 I

議案第67号 通学区域の一部変更について（久地小・東菅小・南菅小・生田小学校区）

【渡邊教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。「議案第67号 通学区域の一部変更について（久地小・東菅小・南菅小・生田小学校区）」についてです。説明を企画課長にお願いいたします。

【田中企画課長】

それでは、議案書をごらんください。

1の「変更の理由」につきましては、多摩区内の小学校の通学区域について、住居表示との整合を図るため、一部変更を行うものでございます。

2の「変更の内容」でございますが、それぞれ表のとおり、指定校を変更するものでございま

す。詳細は後ほど資料で御説明いたします。

3の「施行日」でございますが、各学校の入学式・始業式後の日程に合わせ、平成31年4月6日から施行するものでございます。なお、既に就学している児童の転校等はいりません。

1枚おめくりください。資料1は、変更対象地区の「全体図」でございます。地図中、赤い枠に囲まれた箇所が今回の対象地区で、4カ所ございます。

当該地区につきましては、「何丁目何番何号」の「号」により、通学区域が線引きされています。「号」は建物に付番されることから、建物の解体や新築により、通学区域の指定が不十分となることがあります。また、通学区域表の表現が煩雑になることから、市民の方からも「指定校がわかりにくい」という御意見も頂戴しております。

以上のことから、もれなく通学区域の指定を行い、よりわかりやすい通学区域表となるよう、街区符号である「番」にて線引きを行うことが適切であると考え、通学区域の変更を行うものでございます。

2ページをごらんください。対象地区を拡大した図面でございます。はじめに、「①宿河原6丁目26番」でございます。上段が現行の通学区域となっております。赤い枠内が「宿河原6丁目26番」の区域でございます。青い線で現行の学区の境界線が引かれており、「宿河原6丁目26番」を分断する形となっております。青い線の左側が稲田小学校区、右側が久地小学校区となっております。こちらを下段（案）のように、黄色い部分の指定校を変更し、「宿河原6丁目26番」全域を稲田小学校区とするものでございます。

1枚おめくりください。「②中野島1丁目4番」でございます。上段、現行をごらんください。赤い枠内が「中野島1丁目4番」の区域でございます。青い線で左側の東菅小学校区と右側の中野島小学校区に分断されております。こちらを下段（案）のとおり、黄色い部分の指定校を変更し、「中野島1丁目4番」全域を中野島小学校区とするものでございます。

1枚おめくりください。「③菅馬場2丁目21番」でございます。上段、現行をごらんください。赤い枠内が、「菅馬場2丁目21番」の区域でございます。青い線で左下側の南菅小学校区と右上側の東菅小学校区に分断されております。こちらを下段（案）のとおり、黄色い部分の指定校を変更し、「菅馬場2丁目21番」全域を東菅小学校区とするものでございます。

1枚おめくりください。「④栗谷4丁目4番及び10番」でございます。上段、現行をごらんください。赤い枠内が「栗谷4丁目4番及び10番」でございます。青い線で、上側の生田小学校区と下側の南生田小学校区に分断されております。また、緑色で示しておりますのは、栗谷4丁目4番1号の南生田小学校への指定変更可能地域の設定がされている建物でございます。こちらを下段（案）のとおり、「栗谷4丁目4番及び10番」全域を南生田小学校区とするとともに、栗谷4丁目4番1号の指定変更可能地域の設定を解除するものでございます。

なお、それぞれの地区において、中学校区は変更ありません。

1枚おめくりいただき、資料2をごらんください。「児童の状況」でございますが、現在、宿河原地区、中野島地区、栗谷4丁目4番では、在学児童・未就学児童はおりません。

菅馬場2丁目21番では、指定校である南菅小学校に就学している児童が3名、指定変更により東菅小学校に就学している児童が2名おります。また、未就学児童は2名でございます。

栗谷4丁目10番では、指定校である生田小学校に就学している児童はおりません。指定変更により南生田小学校へ就学している児童が2名おります。また、未就学児童はおりません。

最後に、当変更案につきまして、関係する学校、町内会、変更対象地区にお住まいの方々に事前に説明を行ってまいりましたが、特に御意見はございませんでした。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のおり説明いただきました。何か、御質問等ございますでしょうか。

それでは、ただいまの議案第67号ですが、原案のおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第67号は原案のおり可決いたします。

議案第68号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

議案第69号 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第68号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」、並びに「議案第69号 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございますが、この議案2件につきましては、いずれも小杉小学校開校による組織整備に伴う規則及び規程の改正についての議案となりますので、議案2件を一括して審査したいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、議案2件を一括して審査いたします。議案第68号及び議案第69号の議案2件の説明を、庶務課担当課長にお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第68号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議案第69号 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」につきまして、御説明いたします。これらの議案は、いずれも小杉小学校の開校による組織整備に伴い、改正を実施

するものでございますので、まとめて御説明させていただきます。

はじめに、「議案第68号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。議案書の2ページをごらんください。

制定理由でございますが、「小杉小学校開校準備担当の廃止に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第4条の改正でございますが、職員部給与厚生課では、事務分掌の明確化を図るため「職員等の健康管理に関すること」を第8号に追加するものでございます。

次に、学校教育部では、小杉小学校の開校に伴い、開校準備に関する事務分掌を廃止するものでございます。

次に、健康給食推進室では、中学校給食が実施されたことに伴い、室の事務分掌の整理を行うものでございます。

4ページにまいりまして、第9条の改正は、部に相当する室の用語の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、この規則の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

議案第68号の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、「議案第69号 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。この訓令は第1条において「川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程」を、第2条において「川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程」を改正するものでございます。

議案書の4ページをごらんください。制定理由でございますが、「小杉小学校開校準備担当の廃止に伴い、小杉小学校開校準備担当の学校事務職の人事評価に関する規程を廃止するため、この訓令を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、5ページをごらんください。それぞれの規程の改正内容を新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

はじめに、「川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規定」でございます。第1条第1号は市長事務部局の職員に適用される人事評価に関する規程を教育委員会事務局に勤務する職員に準用する規定でございますが、小杉小学校開校準備担当が事務局から廃止され、事務局に勤務する職員に学校事務職が存在しなくなることから、同号ただし書に規定する学校事務職を削るものでございます。

1枚おめくりいただき、6ページをごらんください。続きまして、「川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程」でございます。

第5条の改正は、表の上から3行目に規定されております教職員から小杉小学校開校準備担当の学校事務職を除く規程を削り、表の一番下の行に規定されております小杉小学校開校準備担当の学校事務職の項目を削り、他の学校と同様に小杉小学校の学校事務職を教職員に含めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、7ページにまいりまして、第11号様式の1の改正は、様式の

上部、氏名の欄の右隣にございます学校名・所属名の項目から所属名を削るものでございます。

2枚おめくりいただきまして、9ページにまいりまして、第11号様式の2の改正でござい
ますが、第11号様式の1の改正と同様に、様式が一番左上の学校名・所属名の項目から所属名を
削るものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。附則でございりますが、この訓令の施行期日を平
成31年4月1日とするものでございます。

議案第69号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたし
ます。

【渡邊教育長】

議案第68号及び議案第69号について説明をいただきました。何か御質問等ござい
ますでしょうか。

よろしいければ、採決にしたいと思います。

それではまず、議案第68号でございりますが、原案のとおり可決してよろしい
でしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第68号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第69号でございりますが、原案のとおり可決してよろしい
でしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第69号は原案のとおり可決いたします。

議案第70号 川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第70号 川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定に
ついて」でござい
ます。説明を庶務課担当課長、生涯学習推進課長に願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第70号 川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制
定について」につ
きまして御説明申し上げます。

はじめに、今回制定する規則の概要につきまして、生涯学習推進課長から御説明申し上げます。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、議案第70号の資料をごらんください。

平成31年4月に開校いたします小杉小学校では、校庭、体育館と一部の特別教室の開放を予定しておりますが、体育館につきましては、平成26年より受益者負担の適正化を目的として使用料を徴収しておりますので、「川崎市立学校の施設の開放に関する規則」において、新しく小杉小学校の体育館使用料を設定するものでございます。

使用料の算出方法につきましては、時間電気料金・時間水道料金・時間徴収経費を合計した金額の中間値をとって、1時間あたりの使用料区分を設定しております。

①の時間電気料金は、小学校・中学校・特別支援学校全校の年間電気使用料金を年間使用量で割って、1キロワットあたりの平均単価を算出し、それに各学校の体育館の消費電力量をかけて算出してしております。

②の時間水道料金は、小学校・中学校・特別支援学校全校の年間水道使用料金を年間使用量で割り、1リットルあたりの平均単価を算出し、それをもとに体育館利用分の年間水道料金を計算した上で、それを年間利用回数と平均利用時間で割り返して、1団体1時間当たりの水道料金を算出してしております。

③の時間徴収経費は、利用券の印刷や販売委託等の体育館使用料を徴収するために支出した経費を、体育館の利用時間で割り返して算出してしております。

小杉小学校で計算いたしますと、上段の囲みの中にございますとおり、合計148.8円となりますので、125円から175円の金額は、中間値の150円とすることから、小杉小学校につきましては、1時間当たり150円と設定するものでございます。

説明は以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「小杉小学校の体育館の使用料を設定するため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。今回の改正は、体育館の使用料を定めている別表のうち、150円の区分に小杉小学校を加えるものでございます。

恐れ入りますが1ページにお戻りください。附則でございますが、この規則の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

議案第70号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございますでしょうか。

特によろしいければ、ただいまの議案第70号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第70号は原案のとおり可決いたします。

議案第71号 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第71号 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について」でございます。説明を、庶務課担当課長にお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第71号 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、改正の内容でございますが、平成30年10月1日から、川崎市立学校に勤務する職員を除いて、退勤時間の登録及び管理を実施いたしました。学校に勤務する職員に対して導入する準備が整いましたことから、当分の間、適用を猶予するために設けていた経過措置を廃止するものでございます。

議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「川崎市立学校に勤務する職員について、退勤情報の登録及び管理を実施するため、この訓令を制定するもの」でございます。

3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。先ほど御説明いたしました川崎市立学校に勤務する職員に設けておりました経過措置を、一部改正訓令の附則第3項及び第4項に規定しておりますので、これらの規定を削るものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、この訓令の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございますでしょうか。

特によろしいようでしたら、ただいまの議案第71号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第71号は原案のとおり可決いたします。

議案第72号 川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第72号 川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。説明を、庶務課担当課長にお願いします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第72号 川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令について」、につきまして御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「学校教育法の一部改正に伴い、引用条文の規定の整備を行うため、この訓令を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第2条の規定中に、学校教育法第104条第4項第2号を引用しておりますが、学校教育法が一部改正され、104条の第4項が第7項に項ずれしましたことから、引用条文を同様に改めるものでございます。

議案第72号資料の1ページ及び2ページに引用元である学校教育法第104条の新旧対照表を添付しておりますので、ごらんいただければと存じます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、この訓令の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございますでしょうか。

特によろしいようでしたらば、ただいまの議案第72号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第72号は原案のとおり可決いたします。

議案第73号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第73号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長、教職員企画課担当課長にお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第73号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」につきまして御説明申し上げます。はじめに、改正の概要につきまして、教職員企画課担当課長から御説明申し上げます。

【佐藤教職員企画課担当課長】

教職員企画課でございます。よろしくお願いいたします。

教員特殊業務手当の改正概要につきまして、御説明させていただきますので、議案第73号の資料のほうをごらんいただければと思います。

はじめに、「1の手当の概要」についてでございますが、教員特殊業務手当は、特殊勤務手当の1つとして川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例第15条に規定しているもので、非常災害時の緊急業務や修学旅行・対外運動競技の引率指導業務、部活動指導業務等に従事した教員に支給されるものでございます。

次に、「2の国の動向」についてでございますが、昨年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、1日の活動時間は学期中の週末を含む学校の休業日で、3時間程度と示されたところでございます。

それに伴い、部活動手当に係る義務教育費国庫負担金の算定基準を平成31年4月から「休日4時間程度」から「休日3時間程度」に改正するとともに、手当額についても「3,600円」から「2,700円」に減額を行う予定としているところでございます。

次に、「3の本市の対応」についてでございますが、本市においては、昨年5月に「川崎市立学校の部活動に係る方針」を策定し、運動部運営の適正化に向けた取組を進めております。

当該方針の中で運動部の活動時間について、ガイドライン同様に、学期中の週末を含む学校の休業日で3時間程度としていることを踏まえ、現在の基準である「4時間以上」を基礎とした基準時間を「3時間以上」に改正し、手当額の単価についても、義務教育費国庫負担金の算定基準の減額にあわせて改正するものでございます。

また、今回の改正に伴い、本市が独自に設定している4時間未満や平日における支給区分の時間についても同様に、「4時間」を基礎とした基準時間を「3時間」とし、手当額の単価については、これまで見直しを行っていないことから、休日における国庫負担金の算定額の増加率を踏まえて改正を行うものでございます。

次に、「4の手当の改定内容」についてでございますが、1枚おめくりいただきまして、別紙をごらんください。左の表が改正後、右の表が改正前でございます。

「業務に従事した時間」につきましては、「4時間以上」を「3時間以上」に、「4時間未満」

を「3時間未満」としております。単価につきましては、「週休日・休日」に現行「4時間以上」従事した場合の単価「3,400円」を「2,700円」とし、それ以外の単価については、「1,200円」を「1,350円」に、「600円」を「700円」に、「300円」を「350円」とするものでございます。

1枚お戻りいただきまして、最後に、施行日は平成31年4月1日とするものでございます。私のほうからは、以上です。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「教員特殊業務手当の額を改定すること等のため、この訓令を制定するもの」でございます。

3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。先ほど説明いたしました教員特殊業務手当を第3条第5号に規定しておりますので、これらの規定の業務に従事した時間及び単価を改めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページをごらんください。附則でございますが、この訓令の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。

中村委員どうぞ。

【中村委員】

よくわからないので教えていただきたいのですけれども、これ時給というわけじゃなくて、例えばこっちの表で見ると、2時間以上3時間未満働くと700円が払われるということですか。1時間でとかいうわけじゃなく。

【佐藤教職員企画課担当課長】

その2時間から3時間、2時間以上3時間未満の業務を行った場合には、700円という形になります。

【中村委員】

そうすると、本当は、働き方改革から考えると、長く働き過ぎないほうがいいわけですね。

【佐藤教職員企画課担当課長】

はい。

【中村委員】

でも、これ比率で考えると3時間以上働いたほうがお得になっているってどういうことなんだろうと思ったんですけれども。

【渡邊教育長】

はい、お願いします。

【佐藤教職員企画課担当課長】

まず、先ほど国の状況を御説明させていただきましたけれども、スポーツ庁で部活動のガイドラインというのが示されておりまして、まず、週休日であったり、休日については、部活動の指導時間は3時間程度ということで示されておりまして、本市においても、昨年、部活動に関する方針というのを出させていただきました、その中でもやはり同様に、3時間程度とさせていただいたところがございます。それにあわせるような形でですね、時間設定をさせていただいているところですよ。

【中村委員】

それは、わかるんですけれども。

【渡邊教育長】

時間単価というお考えだと思うんですが、基本的には、部活動はある程度まとまった時間で活動されるものですので、このくらいの時間はですね、おおむね妥当な時間ではないかというふうに考えられているところですね。

【中村委員】

大体3時間以上やっているという感じ。

【渡邊教育長】

改正前は4時間以上という形でしたので、逆に言えば4時間も行わないと支払われないという状態でしたが、この3時間以上というふうに改まりましたので、今、委員がおっしゃったような、短くなってもですね、逆に支払われるという状況もつくられたってふうに御理解いただくとよろしいかと思いますが。

高橋委員。

【高橋委員】

つまり、今までは、3時間というガイドラインが来たので、3時間部活の面倒を見ると、これまでは例えばお休みだと2時間以上4時間未満だから、600円先生に支払われた。これが改正後は、3時間となると、3時間以上だから、お休みの日だったら2、700円払われるようになるという理解であっていますか。

【佐藤教職員企画課担当課長】

はい。

【高橋委員】

なるほど。

【渡邊教育長】

前田委員いかがですか。御経験されてきていると思いますけれども。

【前田教育長職務代理者】

確かに、4時間というのは、休日、午前中やっても、なかなか今まで4時間以上ってなるとですね、対外試合で引率したとき以外は、また練習試合で何校か呼んでやらない限り4時間というのはなかなか難しいだろうと思いますから、私は適正な、3時間は時間じゃないかなと、そういうふうに感じています。

【渡邊教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

この法律改正とは全然関係ないかもしれない、関係ないと思うんですけど、はじめてこういう表を見て、先生方が休日に働いて幾らもらえるのかということを見て、例えば小・中学校改正後でも、小・中学校だと1時間だと350円しかもらえないと。通勤で遠い先生は、往復、私の一番知っている遠い先生は、往復2時間半ぐらいかかるわけですが、2時間半来て、1時間仕事しても、350円しかもらえないということにすごく驚いていて、やはり先生方は、適正にちゃんと働いた分だけ評価されて報酬を受けるべきだと。これはここで議論すべき話ではないとわかっているんですけども、幾らなんでも、今どきお給料の表に350円って出てくること自体がちょっともう信じられないという、率直な意見をぜひ議事録に残していただきたいと思います。最低賃金に満たないというのは、やっぱりおかしいということをやっぱり、率直におかしいということをおもいます。

【佐藤教職員企画課担当課長】

こちらの勤務というよりは、特殊勤務手当という特別な、冒頭、特殊業務手当というのはどういうものですかというお話はさせていただきましたけれども、いわゆる時間給みたいな形のものではないんですね。今回、教員特殊業務手当と部活動に特化した形で、この表をお示しをさせていただいているところですけども、市役所全体で考えますと、さまざまな特殊勤務手当というのがございまして、その金額の様々な、この350円という低い額の手当なども設定されているところもございまして、一概に時間単価、最低賃金と比較するということは、いかがかなというふうには考えておりますけれども。

【高橋委員】

すみません、率直な感想です。

【渡邊教育長】

賃金ではないんですが、委員の趣旨は、発言の趣旨はよくわかりますので。
中村委員、どうぞ。

【中村委員】

3時間以上ということによって、実質的な労働に対して払われる率は高くなったんだと思いますので、その点はすごくいいなと思ったんですけども、一つ質問なんですが、高校の2時間以上3時間未満が700円で、小中が350円で、また特別支援が700円で、小中だけなんで低いんですか。

【渡邊教育長】

お願いします。

【佐藤教職員企画課担当課長】

もともととはですね、これ、県費時代からずっとある手当になっているんですけども、当初、高等学校と同じような2時間以上というつくりでスタートされたという経過がございます。そうしますと、中学校の場合ですと6時が最終下校になってしまう。で、勤務時間の時間外に行った場合ということになりますので、通常の場合ですと5時まで勤務時間とした場合に、6時まで部活動の指導をした場合、1時間の指導で終わってしまうと。そうすると、この手当自体が、一切、中学校では対象になかなかなるのが難しいという手当になってしまいますので、そこで、組合さん、職員団体さんのほうからもいろいろ御要望が当時あったということで、小・中学校については1時間以上の金額の設定をしてもらいたいという、そういった御意見を踏まえて設定したという経過がございます。

【渡邊教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第73号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第73号は原案のとおり可決いたします。

議案第74号 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に「議案第74号 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を、庶務課担当課長、学事課長にお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第74号 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。

はじめに、今回の規則改正につきまして、学事課長から御説明申し上げます。

【藤田学事課長】

それでは、「川崎市就学奨励規則の一部改正について」御説明いたします。よろしく申し上げます。

はじめに、就学援助制度につきまして御説明をいたしますので、議案第74号の資料の1ページをごらんください。

「1 制度の趣旨及び概要」でございます。就学援助制度は、学校教育法第19条の趣旨に沿って、学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度でございます。学校教育法第19条は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定しています。

保護者が、その子に義務教育を受けさせるための経費が経済的理由で負担できず就学困難と認める場合に、必要な援助をするもので、教育の機会均等の理念に基づき、9年間の義務教育の円滑な実施に資することを目的として実施している制度でございます。

本市における就学援助に係る支給費目は、表のとおりとなっております。学用品・通学用品費、校外活動費等の列挙されている就学援助費を、対象となる児童生徒の保護者に対して支給しております。

次に、「2 就学援助システムの導入の目的と事務負担の軽減」をごらんください。(1)「就学援助事務の課題及び就学援助システム導入の目的」でございますが、現在、就学援助における申請、認定、請求及び支給等の各種事務手続は全て手作業で行われており、年間およそ12,000件に及ぶ申請書類の確認や、認定手続における各種書類の作成作業は、学校及び事務を所管する学事課にとって大きな負担となっているところです。このため、これらの課題を解決し、正確かつ効率的な就学援助事務を実施するため、「就学援助システム」を本年2月に稼働いたしました。

続いて、(2)の「事務負担の軽減」をごらんください。「就学援助システム」の導入に伴い、従来、手作業で行っていた事務作業の主なものが、1枚おめくりいただいた2ページのアからオのように変更され、学校及び学事課の事務負担がこれまでよりも軽減されることとなります。また、それに伴い、従来まで学校及び学事課で行われていた事務手続にも変更が生じることとなります。

アをごらんください。一つ目でございますが、システムの導入に伴い、申請書には、あらかじめ住所、氏名の印字が可能となりますので、これまで学校から配布していた申請書を学事課から

直接各家庭へ送付いたします。

イでございます。システムによる管理を行うことで、学校が手入力で作成していた申請者名簿をバーコードで読み取り作成いたします。

ウでございます。申請書、添付書類の確認等を学事課で行うことが可能となり、認定結果を学事課から申請者へ直接通知いたします。

エでございます。学校が全て手書きで作成していた請求書類や支給状況管理のための帳票等をシステムで出力することができるようになるため、請求内容等に変更がないかを学校に確認していただき、変更がある場合に加除訂正してもらう方法に改めます。

オでございます。システムの稼働により口座情報を登録できるため、就学援助費を支給対象者に支給又は学校長に交付することといたします。

これら主な変更点につきましては、3ページの「就学援助事務手続きの変更点について」にも記載がございますので、後ほど御確認ください。

システム稼働後は、このような事務作業の変更を行い、事務負担の軽減を図ってまいります。これらの変更により、学校等が手作業で行っている事務手続きに基づく規定となっている現行の川崎市就学奨励規則を、「就学援助システム」導入後の事務手続きに基づく規定となるよう、規則を一部改正する必要があります。本議案は、その所要の整備を行うものでございます。

次に、「3 川崎市就学奨励規則の主な改正の内容」をごらんください。これまで御説明してきた事務手続きの変更に伴い、規則上、改正を要する主な項目となります。

(1) でございますが、就学援助申請時に学校で行っていた確認作業を教育委員会で行うため、これまで学校長が作成していた世帯票を廃止するものでございます。

(2) でございますが、学校から申請者へ通知していた認定結果を、教育委員会から申請者へ直接通知するものでございます。

(3) でございますが、就学援助費を支給対象者に支給又は学校長に交付するものでございます。

主な改正の内容については以上でございます。

次に、「4 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の施行日」についてでございます。施行日は、就学援助システムの本格稼働に伴う平成31年度以降の事務手続きの変更に対応するため、平成31年4月1日といたします。

最後に「5 今後のスケジュール」について簡単に御説明いたします。今回、川崎市就学奨励規則等の改正を経まして、4月上旬に、市内に在住する学齢児童生徒の保護者に対して、平成31年度就学援助申請書を郵送いたします。申請書提出締め切りを4月下旬とし、平成30年中の所得が照会可能となる6月上旬以降、就学援助の認定ができるかの審査を行います。7月中旬には、認定基準を満たした学齢児童生徒の保護者に対して就学援助費を支給する予定でございます。説明は以上となります。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「就学援助システムの稼働に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側

が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第4条の改正は、事務手続がシステム化されたことにより世帯票が廃止となるため、関係する条文を削るものでございます。

第5条の改正は、全ての援助費の認定結果について、教育委員会から支給対象者へ通知することとするものでございます。

第6条の改正は、支給対象者への援助費の支給について、学校を経由せずに支給を可能とするものでございます。

4ページにまいりまして、第7条の改正は、校長から援助費の支給を受けた場合と、委員会から援助費の支給を受けた場合について、それぞれ交付停止等の手続を定めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、この規則の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

議案第74号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等はございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

学校の業務が減ることになると思うので、とてもいいと思うんですけども、一つ質問なんですけど、改正前のところの2に、「校長は、援助費の支給が必要と認めるときは、受給希望者に係る世帯票を作成し」というふうに書いてあるので、その前のところがよくわからないんです。この金額だけで、そういう援助をする人というのは決まるものなのか、校長の判断も加わって、その援助の対象者が決まるものなのか。今度は確定申告によって決まるわけですよ。そうすると、税金の金額によってのみ決まるわけですよ。その前と、その辺はどう変わるんでしょうか。

【藤田学事課長】

認定基準については、特段そのシステム導入前とシステム導入後については校長の判断ということで今、お話がありましたけれども、それは改正前から、そういったことというのは特段入れておらず、あくまでも所得要件というのが一番整合、就学援助を支給するかどうかについては大きなところになっています。

【中村委員】

そこは変わらない。

【藤田学事課長】

変わらないです。

【中村委員】

逆に言うと、所得がある程度あったとしても厳しい家庭、あと、なくてもそうでもない家庭とか、いろいろあると思うんですけども、その境目ぐらいの家庭、そういうのは誰が判断するんですか。

【藤田学事課長】

認定要件については、生活保護基準に準じるような形で就学援助制度というのを設けられていますので、それを本市の中で、一番大きな要件としては所得基準ということを見てもよいということで、試算する条件式というのが、こちらにはちょっと載っていないんですけども、その基準において、生活保護に準じる基準額において算定をした額と、それぞれの個人の所得額というものを、世帯の所得額を比べて、それを上回っているか、下回っているかということで認定のほうはさせていただいています。

ただ、その後、それぞれの御家庭の中で、急に、その緊急に、例えば火災が起こってしまったりとかということで、急にその所得額というものだけでは見ることができない場合については、改めて請求をしていただくことによって、認定に合致する場合においては、支給要件を満たすということで支給はさせていただいているところでございます。

【渡邊教育長】

では、前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

私が現場にいるときは、いわゆる就学奨励委員会というのを中学校単独でやったり、小・中一緒に開いて、そこに民生委員さんとか、主任児童指導委員とか、いわゆる地域のコミュニケーションの場に、情報交換の場になっていたわけなんですけど、そういう就学奨励委員会という校内に設置していたものはなくなるという理解でよろしいのでしょうか。

【藤田学事課長】

就学奨励委員会につきましては、今現在も、学校規模において任意に、必要に応じて実施をするというような形になっておりますので、そちらの点につきましても、システム導入前とシステム導入後においては、特段、変更のほうはありません。

【前田教育長職務代理者】

安心いたしました。ありがとうございました。

【渡邊教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

すみません、前田先生の、多分、質問の再確認になるんですけど、私がこれで、このシステムが4月のレクであるというのを聞いたときに、本当にいいシステムなので、しっかりつくって

いただきたいということで、それができたということで、本当にうれしい限りなんですけど、その懸念として、今まで学校を通して申請するという事は、学校が大変な状況の御家庭とかお子さんを把握できる手段であったということだと思っていたんですけど、今の御説明だと、就学奨励委員会が任意で設置することは可能だから、学校としても、そういう大変なお子さんの状況を把握する手段は残っているという認識でよろしいですか。

【藤田学事課長】

そうですね。学校を介さずに、まずは一義的にこちらの方で、事務負担軽減が一番大きな目的にはなるかと思うんですけども、認定をさせていただいて、その結果については、学校に改めてきちんとした形でお送りをいたしますので、学校と教育委員会が、もう完全に分かれてしまって事務を行うということではなくて、あくまでも、その支援を必要としている方に対しての適切な支援については、今後も継続して実施していくということでやっていただきたいというふうには思っています。

【高橋委員】

例えば親御さんが病気で、こういう申請書類とかを出すのを忘れちゃうみたいな、そういう状況だったときというのは、学校がそこで介していれば、毎年出しているのに、お母さん出してないけれど、どうかしたのかなとかって、何となくそのときは信頼関係でフォローとかはできると思うんですけど、そういうものって残る余地というのは、システムを導入してもあると思っていってよろしいのでしょうか。

【藤田学事課長】

高橋委員のおっしゃるように、やはり学校が介在することによって、より深いコミュニケーションをとっていくということは、やはり、ある程度必要な部分というところもございますので、こちらのほうで対応が難しい部分については、適宜、学校のほうに相談をして進めていきたいと思っておりますし、その申請書の御提出に関しては、こちらのほうで、先ほどバーコードに読み取るというようなお話をさせていただきましたけれども、誰が出ているか、出ていないかということは、逆に手作業ではなくて、システムを導入することによって、対象者リストという形で出力をすることができますので、そちらのほうにつきましても、学校にお戻りするような形をとって、密な関係は引き続き続けていきたいというふうには考えています。

【高橋委員】

学校に情報が来るので、学校のほうもちゃんと、出ているのかな、あれ出てないな、おかしいなということもフォローできると。

【藤田学事課長】

委員のおっしゃるとおりでございます。

【高橋委員】

わかりました。

もう一つだけ、資料1枚目の支給費目のところに、いろんな区分のこのお金があると思うんですけど、これ、直接親御さんが使うお金と、学校が使うお金があると思うんですけど、例えば学校が使うお金、修学旅行とか、自然教室とか給食というのは、もう市から学校に直接払われると思っていいですか。それとも一回親御さんのところに入ってから学校に払われるという感じですか。

【藤田学事課長】

システム導入後は、それを学校長が選べる形に。

【高橋委員】

わかりました。なかなか、親御さんのところに入らないほうがいい場合もあるようなニュースなんかを聞いたことがあったので、もう必ず学校で決まっている、学校で使うということが決まっているお金については、つまり、それはお子さんに必ず使われるということなので、そこらへんはちゃんと担保できる仕組みになっているということなので、安心しました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいでしょうか。

では、ただいまの議案第74号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第74号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

【渡邊教育長】

それでは、ここで10分程度休憩をとりたいと思いますので、16時40分の再開でよろしい

でしょうか。

それでは、しばらく休憩いたします。

(16時28分 休憩)

(16時38分 再開)

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、森庶務課長が説明した。

報告事項 No. 5 は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第75号 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針について

【渡邊教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第75号 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針について」でございます。説明を生涯学習推進課担当課長にお願いいたします。

【小林生涯学習推進課担当課長】

それでは、議案第75号について御説明いたします。資料につきましては、議案書、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針（案）と、資料1、資料2の3つがございます。

本件につきましては、今年1月の教育委員会定例会におきまして、審議、決定をいただいた後、パブリックコメント手続を実施したところでございます。

はじめに、資料1をごらんください。パブリックコメント手続の実施結果でございます。1、概要でございますが、都市としての機能が向上する鷺沼駅周辺に、宮前区役所・市民館・図書館を移転、整備することをお示しする基本方針（案）に関しまして、おおむね2,270人の方から、1万7,829通、約2万4,000件の御意見、御質問を、また、市民説明会では39人、99件の御意見、御質問をいただきました。

2、意見募集の概要につきましては記載のとおりでございます。

3ページをごらんください。主な意見の要旨及び本市の考え方ですが、No.1の御意見のように、宮前市民館・図書館は、現在の場所に残してほしいという御意見や、No.2、No.3のように、市民館・図書館の分室の新設を求める御意見をいただいております。

本市の考え方の欄に記載させていただいておりますが、将来的な少子高齢化の一層の進行を見据え、都市としての機能が向上する鷺沼駅周辺に、市民館・図書館を移転・整備することにより

宮前区全体の活性化につなげていくことや、民間施設との相乗効果により、様々なコミュニティを創出する新たな拠点の形成を図っていくなど、再編整備の基本的な考え方をお示ししておりますほか、移転後の施設、用地につきましても、引き続き市民参加で検討を進めていくものとするものでございます。

4ページをごらんください。No.5は、新たな市民館・図書館の施設づくりに向けた御意見でございます。平成31年度に予定している基本計画の策定に当たりましては、市民の皆様から、より具体的な御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

2ページにお戻りください。3、御意見の内容と対応についてでございますが、パブリックコメント手続等では、新たな市民館・図書館に関して、市民のための施設として、生涯学習のさらなる進展につながるような環境づくりを求める御意見のほか、新たな分館の設置を希望する御意見等が寄せられましたことから、基本方針（案）への対応でございますが、こちら、資料2のほうをごらんください。

こちらは、基本方針（案）の新旧対照表でございます。議案書では2ページと3ページの部分でございますが、新たな施設を宮前区における生涯学習の拠点として、幅広い地域で生涯学習を推進していくことや、市民館と図書館のさらなる連携などの考え方を、新たな市民館・図書館機能の方向性等として追加記載し、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針を作成するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。
中村委員から。

【中村委員】

残してほしいということであっても、残せない。

【小林生涯学習推進課担当課長】

現在は移転させてということになっております。

移転が決定して、移転後、用地が残されたところにつきましては、一応市が保有していくという考え方で、その後の利用方法については、今後、検討していくということでございます。

【中村委員】

一つお伺いしたいのは、市民館とかに分館がありますけれども、あるところとないところがあるんですが、その基準というのはどうなっているんですか。

【大島生涯学習推進課長】

かつて、いろいろ市民館とか図書館は、区役所とか支所とかの整備の考え方がかつてあったようなところを基準にしているというようなお話は聞いたことがあるんですが、その中でも、かつて9館構想という計画がございまして、そのうち、今、実現していない部分も、行政改革等の考

え方の中で、例えば多摩区であるとか、中原区には市民館・図書館の分館が、今現在、存在していないというような実情がございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【中村委員】

事実はそうなんでしょうけれども、特に基準はないということですか。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね。

【渡邊教育長】

では、高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

パブリックコメントでは1万7,829通、約2万4,000件の御意見、質問とあったんですが、いつもだと、何かもうちょっと詳しく何か意見、こんな意見がこのくらいありましたとかあるような気がしたんですけど、主な御意見は、項番はあるんですけど、じゃあこの主な御意見の人たちがどのぐらいいたのかというのは、わかれば、この図書館を残してほしいという意見が、例えばこの2万4,000件の御意見のうちどのくらいだったのかとかということがわかれば教えてください。

【小林生涯学習推進課担当課長】

今現在、こちらの鷺沼周辺の関係の全庁的なものが、その2万4,000件いただいているんですけども、教育委員会の関係は整理できてきているんですけども、ちょっと、まだ集計をしている途中の作業のところになっております。

ただ、教育委員会関係で、その市民館・図書館関係でいただいている御意見は、2万4,000件のうち約6,100件ほど、今、把握しています。

【高橋委員】

結構たくさん来ているなというような気がしているのと、やっぱり、多分、予想だと、図書館や宮前区の市民館機能を残してほしいという意見が相当数あるのではないかと予想するので、ちょっとこの資料1の本市の考え方のところを読むと、何となくその意見を出された方がばっさり切られちゃったなという印象を受けるような気がいたしましたので、なかなか、いろんなお金の話とか、いろいろあると思うので、図書館を存続するとか、分館をつくるというのは簡単ではないと思うんですけど、例えば図書館だったらこうなので、例えば学校の図書館とか、わからないですけど、何か他の、もっと広い考えで、その本も読みたいというニーズとか、あとは市民館機能であれば、何か集まって活動する場所が欲しいというもとのニーズに合うような個別の

御提案ですとか、今、こんな、こういうものがあるので、市民館じゃなくても、こういうものがありますよという、その選択肢というか、代替手段を、やはり丁寧に示すことが大事なのかなというふうに思うので、ぜひ考えていただければと思います。

市はこういう方針なのでと、バサッとしてしまうと、やっぱり、せっかく御意見をいただいた市民の方や、多分、御意見をいただいた方は、利用者が減りつつある図書館を利用してくださる大事な方々ですし、社会教育、社会活動に参加してくださる大事な方々なので、そういう活動の求心力になるような方々でもあると思うので、いい関係が引き続きつくっていただけるような、そういう説明の仕方をぜひお願いしたいと思います。

【渡邊教育長】

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、改めて、議案第75号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第75号は原案のとおり可決いたします。

議案第76号 川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想について

【渡邊教育長】

次に、「議案第76号 川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想について」でございます。引き続き、説明を生涯学習推進課担当課長にお願いいたします。

【小林生涯学習推進課担当課長】

それでは、議案第76号につきまして御説明をいたします。

本件につきましては、今年1月の教育委員会臨時会におきまして、川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想（案）として審議、決定をいただいた後、パブリックコメント手続を実施いたしました。

お手元の冊子は基本構想（案）でございますが、御説明につきましては別とじの資料にて御説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。1、概要、2、意見募集の概要につきましては、記載のとおりでございますが、3、結果の概要ですが、19通、52件の御意見をいただきました。

2ページをごらんください。5、具体的な御意見の内容と市の考え方ですが、「（1）移転に関する事」につきましては、1番、2番にございますように、教育文化会館の機能を労働会館に移すだけでなく、新しい文化をつかってほしいことや、川崎への愛着や誇りが醸成され、文化意識が向上する施設にしてほしいという御意見をいただいております。今後も関係団体への丁寧

な説明に努め、連携した取組を推進するとともに、地域の核としての施設となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

右側3ページ、「(2) 諸室・スペースに関すること」ですが、10番、11番は、団体の荷物等を保管する場所や市民活動コーナーのようなスペースが欲しいなど、これまでの活動の継続性を求める御意見でございまして、再編整備後も、様々な市民活動が円滑に進められるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

5ページをごらんください。「(3) 設備・仕様に関すること」につきましては、設備や備品の充実、また、これらの適切な管理に向けた御意見でございまして、今回の再編整備の機会を捉え、施設の安全性や高効率化が図られるよう、整備を進めてまいりたいと考えております。

6ページをごらんください。「(4) 施設の運営や予約に関すること」につきましては、両施設の統合による利用の集中を懸念される御意見でございまして、多くの団体に円滑に御利用いただけるよう、利用者への情報提供や説明を行っていくものでございます。

1ページにお戻りください。一番下の4、御意見の内容と対応についてでございますが、諸室・スペースや設備・仕様に関する御意見、御要望のほか、移転に関する御意見など、寄せられた御意見はおおむね基本構想(案)に沿ったものや、今後、取組を進めていく上で参考とすべきものであるため、川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想につきましては、当初案のとおりとさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。

こちらについてはよろしいですか。

それでは改めて、議案第76号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第76号は原案のとおり可決いたします。

議案第77号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の解嘱について

【渡邊教育長】

次に、「議案第77号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の解嘱について」でございます。説明を生涯学習推進課長にお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、議案第77号「川崎市社会教育委員会議専門部会委員の解嘱」につきまして御説明

申し上げます。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱につきましては、部会により多少の前後はございますが、任期を概ね平成30年5月から、審議又は調査終了までの約2年間としているところでございます。このたび、任期の途中で解嘱を要する委員がいるため、御審議をいただくものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。「青少年科学館専門部会」でございます。表の左側に解嘱する委員の選出区分、氏名、現職を記載してございます。東芝未来科学館長の岩切貴乃氏におかれましては、平成31年4月1日付けで川崎市教育委員会委員への就任が予定されておりますことから、平成31年3月31日をもって、青少年科学館専門部会委員の委嘱を解くものでございます。

なお、後任の委員の委嘱に当たりましては、候補者が決定次第、改めてお諮りする予定でございます。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。何か御質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、議案第77号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第77号は原案のとおり可決いたします。

議案第78号 学校運営協議会の設置及び平成31年度川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

【渡邊教育長】

次に、「議案第78号 学校運営協議会の設置及び平成31年度川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」でございます。

説明を、教育改革推進担当担当課長をお願いいたします。

【田中教育改革推進担当担当課長】

「議案第78号 学校運営協議会の設置及び平成31年度川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」、御説明します。

はじめに、学校運営協議会の設置でございますが、議案書の1ページをごらんください。このたび、東橘中学校、子母口小学校、久末小学校の3校の校長の連名により、東橘中学校区学校運営協議会、金程中学校、千代ヶ丘小学校、金程小学校の3校の校長の連名により、金程中学校区

学校運営協議会の設置申請がそれぞれございましたので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6並びに「川崎市学校運営協議会規則」第3条、「川崎市学校運営協議会運営要綱」第4条に基づき、学校運営協議会を設置したいと存じます。なお、法律、規則、運営要綱それぞれの条文の抜粋を資料に載せてございますので、後ほど御確認ください。

それぞれの設置理由につきまして、まず議案書の2ページをごらんください。東橋中学校区から提出されました設置申請書でございます。地域の特色を踏まえて、小学校1年から中学校3年まで、9年間で育てたい「めざす子ども像」を共有し、学習内容の系統性を考慮した教育実践をとおして、地域の子どもたちにとって必要な資質や能力を身につけること、しっかりとした児童生徒理解と保護者との信頼関係に基づいた支援教育をさらに充実させ、諸問題の未然防止を図ること、これらを目指す教育活動を、学校と家庭と地域が一体となって一層推進するため、これまで東橋中学校単独で設置しておりました学校運営協議会の枠を広げ、子母口小学校・久末小学校を加えた中学校区3校で1つの学校運営協議会を設置しようというものでございます。

続いて、金程中学校区でございます。1ページおめぐりいただき、3ページをごらんください。金程中学校区では、もともと小中学校連携教育の充実が図られ、学校の内外を問わず、中学校区での取組が盛んな地域でございました。千代ヶ丘小学校、金程小学校、金程中学校それぞれが大切にしてきた教育内容を改めて確認し、小・中学校9年間の系統性を意識しながら育成する資質・能力を明らかにして共有すること、さらに、それを地域へと広げ、地域でどのような子どもたちを育てるか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民や保護者と共有し、一体となって子どもたちを育てることを目指し、これまで金程小学校単独で設置していた学校運営協議会の枠を広げ、千代ヶ丘小学校・金程中学校を加えた中学校区3校で1つの学校運営協議会を設置しようというものでございます。

いずれも、2月に御審議、御承認いただきました本市の学校運営協議会規則の改正に伴いまして、今回、はじめて中学校区での設置の申請がなされたものでございます。どちらも3校が各々で取り組んできたものを一体化することにより、これまで以上に「地域とともにある学校」づくりが推進できるものと存じます。

事務局といたしましても、設置後は規則の第16条、17条に則り、両協議会に対しまして、必要かつ適切な指導に努めてまいります。

次に、学校運営協議会委員の任命についてでございますが、同じく規則の第9条の規定に基づき行うものでございます。

はじめに、議案書4ページ、5ページの「東橋中学校区学校運営協議会委員候補者名簿」をごらんください。住民委員といたしましては、各地区の町会長、自治会長、民生児童委員に加え、前東橋中学校学校運営協議会の会長、地域教育会議の代表、卒業生代表としての同窓会長が充てられています。これに各学校から、保護者委員としてPTA会長、「学校運営に資する活動を行う者」としてPTAの筆頭副会長、校長、地域連携担当教職員を加えた総勢24名の構成となっております。

次に、議案書6ページ、7ページの「金程中学校区学校運営協議会委員候補者名簿」をごらんください。これまで、学校教育推進会議並びに学校運営協議会において委員を務めていただいた方を中心に住民委員を構成し、これに各学校から、保護者委員としてPTA会長、「学校運営に資する活動を行う者」としてPTA副会長経験者、校長、地域連携担当教職員を加えた総勢20名

の構成となっております。

当該校からの聞き取りにより、いずれも学校運営協議会委員としての適正を備えていることを確認しておりますので、運営要綱の第6条に基づき委嘱したいと存じます。

任期につきましては、規則の第11条に基づき、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなります。

なお、校長並びに教職員委員の人事異動に伴う任免につきましては、4月1日の正式な発令を受け、直ちに教育長専決を行い、その後の教育委員会で報告させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり御説明いただきました。何か御質問等ございますでしょうか。特に、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第78号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第78号は原案のとおり可決いたします。

議案第79号 人事について

広瀬教職員人事課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第79号は原案のとおり可決された。

議案第80号 人事について

森庶務課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第80号は原案のとおり可決された。

10 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、これもちまして終了といたします。大変長い時間お疲れさまでした。

(17時28分 閉会)